

御嵩町こども計画

令和7年3月

御嵩町

は じ め に

本町では、「子ども・子育て支援法」に基づく「御嵩町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、「地域みんなで見守り育む 子どもの笑い声が聞こえるまちづくり」を基本理念に、子育てにかかる保護者の経済的・身体的・心理的負担を軽減し、次代を担う子どもたちが健やかに成長していくことができるよう、町民の皆様、民生委員・児童委員をはじめ関係団体等のご理解及びご協力を得ながら、子育て支援施策を総合的に推進してきました。

一方で、子どもとその保護者を取り巻く環境の変化は著しく、晩婚化や晩産化、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、以前より子育て家庭が孤立しやすい環境となっています。また、共働き世帯の増加に伴い、保護者だけでの子育てはますます難しくなっており、社会全体で保護者の負担や孤立感の軽減に努めていくことが求められています。

そうしたなか国は、令和5年4月に「こども基本法」を施行し、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することとしています。

本計画は、「御嵩町第2期子ども・子育て支援事業計画」を継承し、こども政策の基本的な方針等を定めた国の「こども大綱」及び「岐阜県こども計画」を勘案した上で、「母子保健を含む育成医療等に関する計画」や「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、「子ども・若者計画」を一体とした「御嵩町こども計画」として定めます。次代を担う子どもがいきいきと健やかに育ち、子育て家庭が安心して暮らしていけるまちづくりに向けて、今後とも町民の皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました御嵩町子ども・子育て会議委員の皆様、アンケート調査にご協力を賜りました町民の皆様に心より御礼申し上げます。

令和7年3月

御嵩町長 渡辺 幸伸

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景..... 1
- 2 計画の位置づけ..... 5
- 3 計画の期間と対象範囲..... 6
- 4 計画の策定体制とニーズの把握..... 6

第2章 御嵩町のこども・子育てに関する現状

- 1 統計からみた現状..... 8
- 2 子育て支援サービス等の現状 20

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 23
- 2 基本目標 24
- 3 施策の体系 26

第4章 施策の展開

- 1 こどもが心身ともに健やかに成長するための環境づくり 27
- 2 こどもと子育て家庭を支える体制づくり 37
- 3 こどもの夢や希望の実現を応援するまちづくり 51
- 4 こどもが安心して安全に過ごせる地域づくり 57

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

- 1 教育・保育提供区域..... 60
- 2 教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の推計 60
- 3 教育・保育の量の見込みと確保方策..... 62
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策..... 64
- 5 教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保 72
- 6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保..... 72

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制..... 73
- 2 計画の評価と進行管理..... 73

資 料

1	用語解説	75
2	子ども・子育て会議	78
3	策定経緯	80

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

- (1) こども基本法の施行～こどもまんなか社会を目指して

令和5年4月1日、こども基本法が施行されました。

こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

同法において「こども」とは「心身の発達過程にある者をいう」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

そして、同法第3条において、こども施策の基本理念として、次の6点が掲げられています。

■こども基本法におけるこども施策の基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

同法において、国は、これらの基本理念にのっとり、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を策定することとされています。

「こども大綱」とは、これまで別々に推進してきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を1つにまとめ、政府全体のこども政策について基本方針などを定めるもので、少子化に限らず、若者支援やこどもの貧困などの分野を対象としています。

こども基本法では、この大綱と「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定することが努力義務となっています。

＜こども政策に関する主な動向＞

令和2年	・第2期子ども・子育て支援事業計画スタート ◇新型コロナウイルス感染症の感染拡大 ・「少子化社会対策大綱」閣議決定 ○社会福祉法の改正（重層的支援体制整備事業の創設等）
令和3年	○育児、介護休業法の改正（育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等） ◇東京2020オリンピック/東京2020パラリンピック ・こども政策の推進に掛かる有識者会議を開催 ・「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」閣議決定
令和4年	◇北京冬季オリンピック ◇ロシアのウクライナ侵攻 ○児童福祉法等の改正（こども家庭センターの設置等） ○こども家庭庁設置法公布 ○こども基本法公布
令和5年	・こども家庭庁設置 ○こども基本法施行 ・こども政策推進会議設置 ・こども家庭審議会設置 ・「こども大綱」閣議決定 ・「こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現のための『こども未来戦略』の策定に向けて～」閣議決定 ・「こどもの居場所作りに関する指針」「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」閣議決定

(2) 御嵩町におけるこども施策の経緯

御嵩町（以下「本町」という。）においては、平成17年3月には次世代育成支援対策推進法に基づく「御嵩町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成20年度には地域子育て支援拠点「ぽっぽかん」を開設し、育児相談や保護者同士の交流などを通じて育児不安の解消を図っています。同年度、多様なニーズに対応した柔軟な保育サービスの提供をめざし御嵩保育園の民営化を図りました。

さらに、平成22年3月には「御嵩町次世代育成支援後期行動計画」を策定し、その後ファミリー・サポート・センターの設置、上之郷保育園の改修、伏見児童館の改築等を推進してきました。

そして、平成27年度には「子ども・子育て支援新制度」に基づき、「御嵩町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。「地域のみんなで見守り育む 子どもの笑い声が聞こえるまちづくり」を基本理念とし、4つの基本目標を掲げ、各子育て支援事業のさらなる充実を図り、子育て家庭が安心して子どもを育てていける地域づくりをめざしてきました。

平成30・平成31（令和元）年度には、第1期計画を踏まえ、令和2年度から令和6年度を期間とする「御嵩町第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応するための子育て支援を進めてきました。

また、第1期計画策定時に「御嵩町次世代育成支援対策地域協議会」を引き継ぐ形で、「御嵩町子ども・子育て会議」を設置しました。以降、計画に基づく事業の進捗状況の点検、評価を行い、地域社会全体による子ども・子育て支援を推進・検討してきました。

(3) 市町村こども計画について

こども基本法第10条において、市町村はこども大綱および都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができるとされています。このように関連計画と一体的な計画として作成することにより、こども施策に全体として統一的に横串を刺し、住民にとって一層分かりやすいものとしします。

〔市町村こども計画と一体的に作成できる計画〕

- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた施策の推進に関する法律第10条に規定する市町村計画
- ・ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
〔 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画 等 〕

(4) 御嵩町こども計画の策定

第2期計画では、「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画」を一体的に策定し、こどもに関する施策を展開しています。

「御嵩町こども計画」は「御嵩町第2期子ども・子育て支援事業計画」を踏襲するとともに、内容を拡充することで、「子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」を包含した形にまとめ、こども・若者に関する総合的な計画に位置付けます。

さらに、「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を包含することで、ライフステージに応じた切れ目ない支援を推進していきます。

(5) 御嵩町子ども・子育て会議の設置・運営

御嵩町において、子ども・子育て支援法に基づき「御嵩町子ども・子育て会議」を平成25年に設置しました。

教育・保育施設の利用定員を定める際や、子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際は、この会議において検討していきます。

2 計画の位置づけ

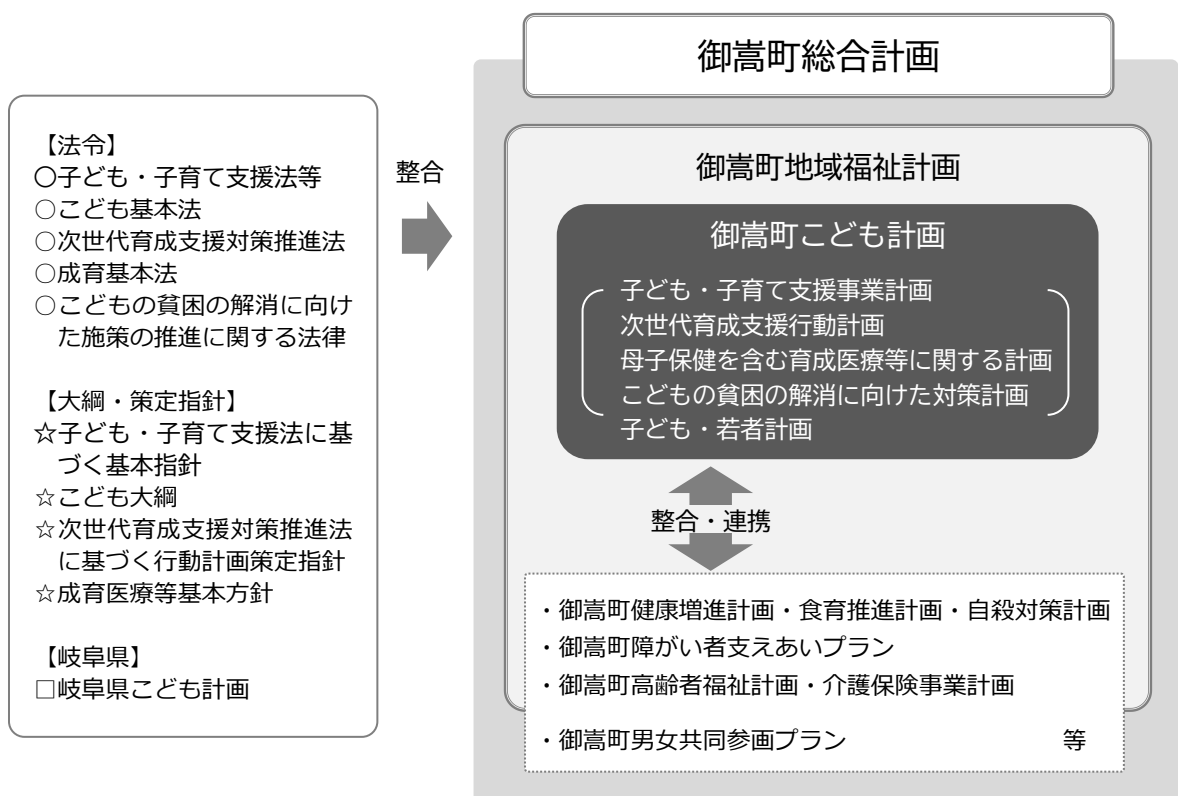
(1) 法的な位置づけ

本計画は、これまで、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画および次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として策定され、推進されてきた「御嵩町子ども・子育て支援事業計画」の枠組みと内容を継承しながら、こども基本法第10条に基づく市町村こども計画として、国の「こども大綱」および「岐阜県こども計画」を勘案し策定しました。

また、こどもの貧困の解消に向けた施策の推進に関する法律第10条に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画、さらに母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するための母子保健計画の内容を包含して策定しました。

(2) 他計画との関係

本計画は、「御嵩町総合計画」および「御嵩町地域福祉計画」を上位計画とし、「御嵩町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画」「御嵩町障がい者支えあいプラン」「御嵩町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「御嵩町男女共同参画プラン」などの本町の関連計画、県計画との調整を図りつつ策定しました。



3 計画の期間と対象範囲

(1) 計画の期間

この計画の期間は、令和7～11年度の5年間とします。ただし、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中においても計画の見直しを行います。

<計画期間>

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
御嵩町第2期子ども・子育て支援事業計画									
					御嵩町こども計画 (第3期子ども・子育て支援事業計画含む)				

(2) 計画の対象範囲

こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要な支援が途切れないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。こども基本法に基づく市町村こども計画である本計画では、こども基本法における「こども」を計画の対象範囲とします。

4 計画の策定体制とニーズの把握

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、こどもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、関係機関又は関係団体の者等で構成する「御嵩町子ども・子育て会議」において審議しました。

(2) ニーズ調査の実施

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関するサービスの利用実態等を調査し、その量的および質的なニーズを把握するため、御嵩町内に在住する就学前児童（0～6歳）のいる世帯と、小学校児童（1～6年生）のいる世帯を対象に「子ど

も・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

また、子育て家庭の生活実態や経済状況を把握するため、小学校5年生および中学校2年生の児童生徒並びに保護者を対象に岐阜県が実施した子ども調査に準拠した「子どもの生活実態調査」を実施しました。

○子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

調査種別	就学前児童	小学生
調査対象	町内在住の者の内、町内の保育園又は幼稚園に在籍している就学前児童の保護者	町内在住の者の内、町内の小学校に在籍している就学前児童の保護者
抽出法	全数抽出	全数抽出
配布方法	保育園又は幼稚園にて配布	小学校にて配布
回答方法	LoGo フォーム	LoGo フォーム
調査時期	令和6年3月	令和6年3月
調査地域	御嵩町全域	御嵩町全域
配布数	391 票	654 票
有効回収数	138 票	233 票
有効回収率	35.2%	35.6%

○子どもの生活実態調査の概要

調査種別	小学校5年生の児童	中学校2年生の生徒	小学校5年生、 中学校2年生の保護者
調査対象	町内在住の者の内、町内の小学校に在籍する5年生児童	町内在住の者の内、町内の中学校に在籍する2年生生徒	町内在住の者の内、町内の小学校に在籍する5年生児童又は町内の中学校に在籍する2年生生徒の保護者
抽出法	全数抽出	全数抽出	全数抽出
配布方法	学校にて配布	学校にて配布	学校にて配布
回答方法	LoGo フォーム	LoGo フォーム	LoGo フォーム
調査時期	令和6年3月	令和6年3月	令和6年3月
調査地域	御嵩町全域	御嵩町全域	御嵩町全域
配布数	151 票	135 票	286 票
有効回収数	131 票	112 票	87 票
有効回収率	86.7%	82.9%	30.4%

(3) パブリックコメントの実施

広く住民などから意見を聴取し、計画に反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

第2章 御嵩町のこども・子育てに関する現状

1 統計からみた現状

(1) 人口構造

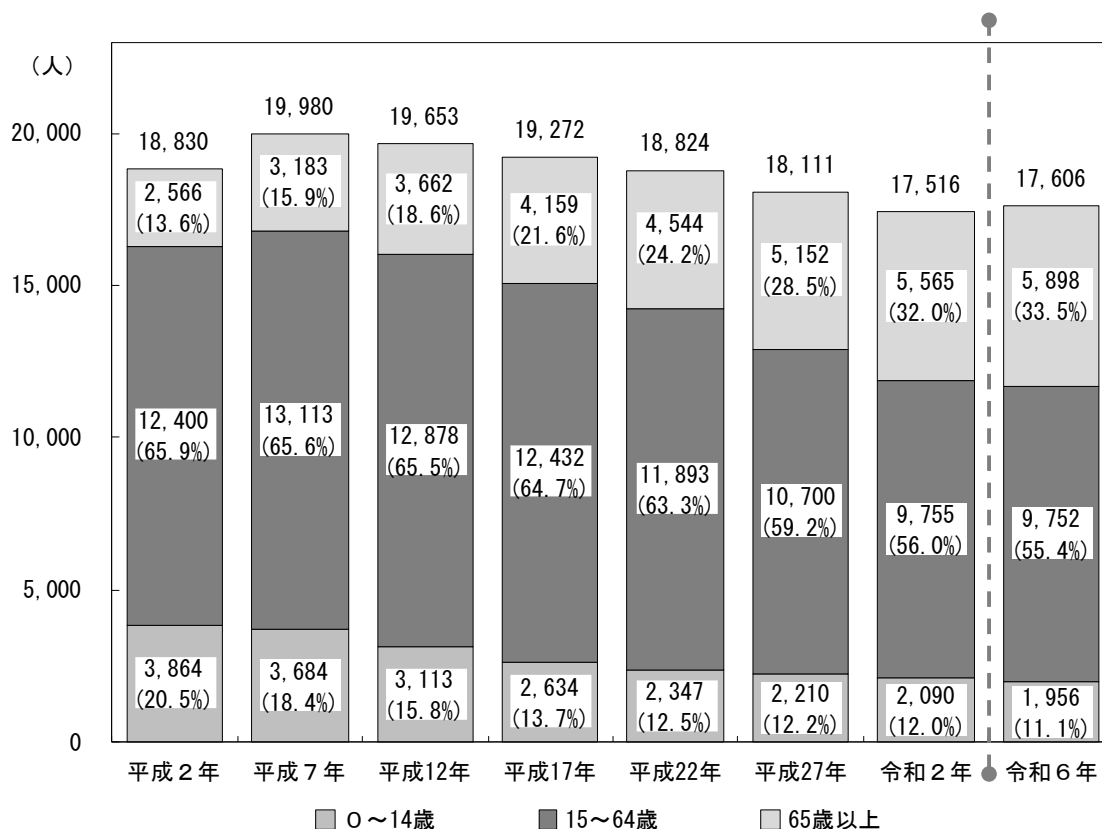
① 人口の推移

本町の総人口は、令和6年4月1日現在、17,606人です。

国勢調査で総人口の推移をみると、本町は平成7年以降減少を続けています。年齢区分別に人口の推移をみると、0～14歳の年少人口は平成2年から、15～64歳の生産年齢人口は平成7年から減少を続けています。一方、65歳以上の高齢者人口は増加が続いており、平成2年から令和2年までの30年間で2,999人増加し、約2.2倍となっています。

また、年齢区分別に人口構成比をみると、年少人口の割合は平成22年以降12%台で推移しているのに対し、高齢者人口の割合は上昇を続けています。

図表1 人口の推移



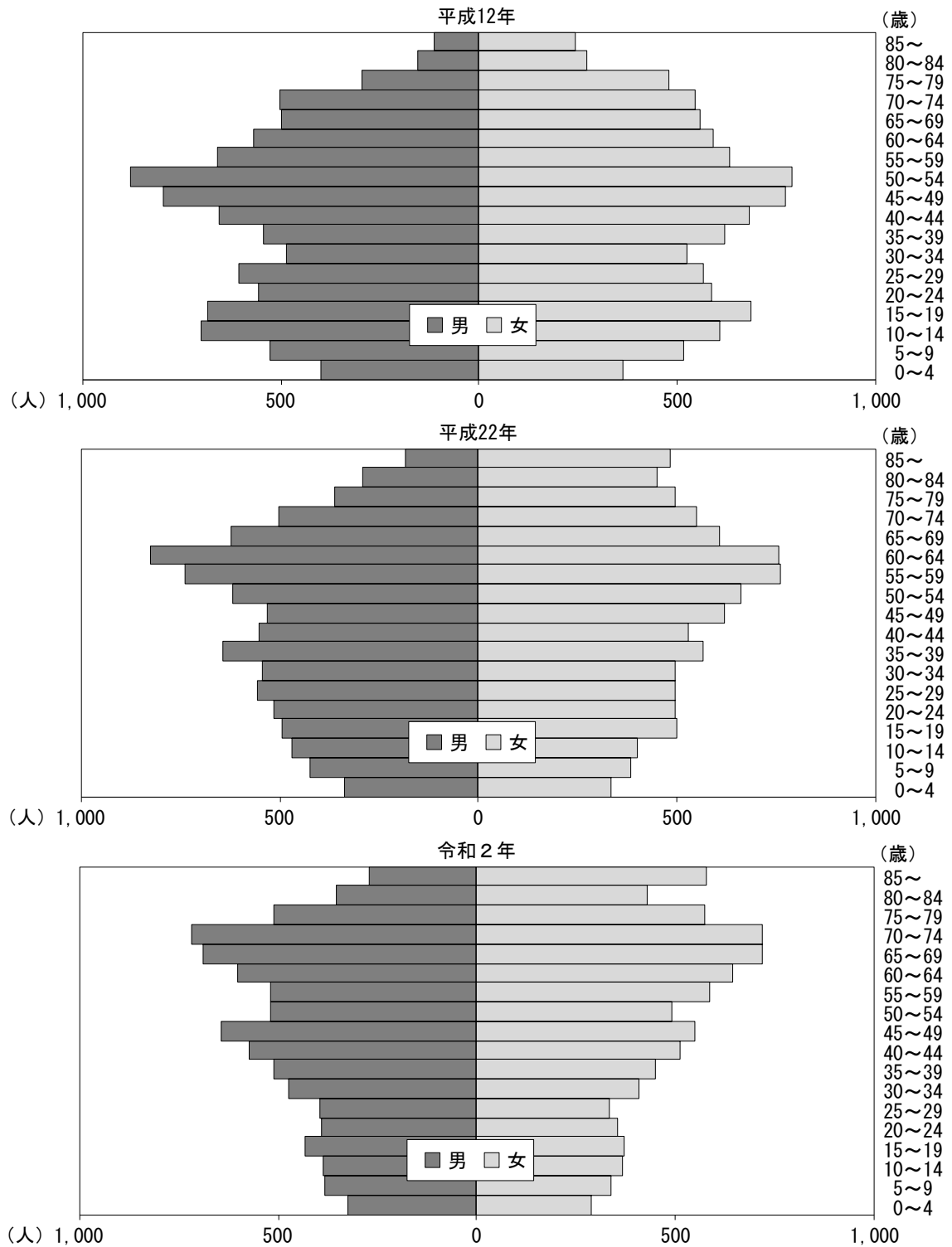
(注) 総人口には年齢不詳を含む

資料：令和2年までは国勢調査、令和6年は住民基本台帳人口（4月1日現在）

② 人口ピラミッド

平成12年～令和2年の本町の性別5歳年齢階級別人口（人口ピラミッド）を10年ごとに比較すると、団塊世代およびその子ども世代を含む年齢層の膨らみが上部に移動し、底部が小さく頭部が大きい不安定な形状になってきています。

図表2 人口ピラミッド



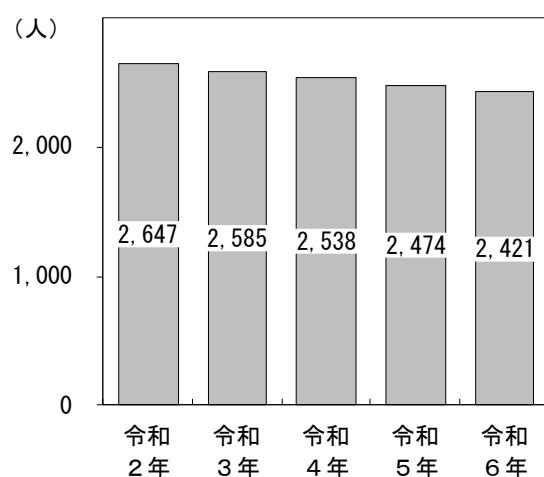
資料：国勢調査

③ こども数の推移

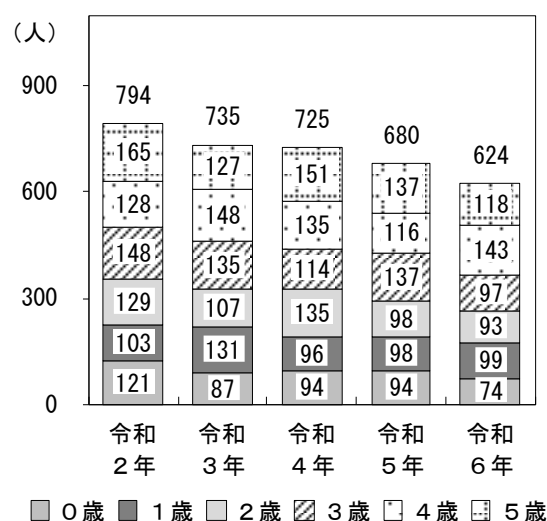
令和6年4月1日現在、本町のこども数（18歳未満人口）は2,421人で、令和2年以降減少を続けています。年齢別にみると、0～5歳の人口は令和2年以降減少を続けており、令和6年までに170人減少しています。一方、6～11歳および12～17歳人口は微減または横ばいで推移しています。

図表3 こども数の推移

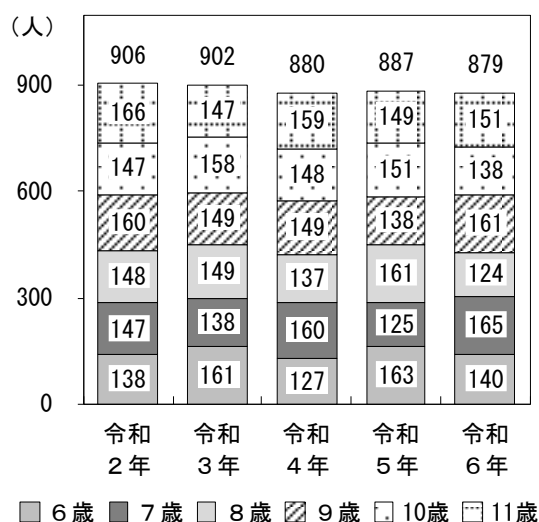
【全 体】



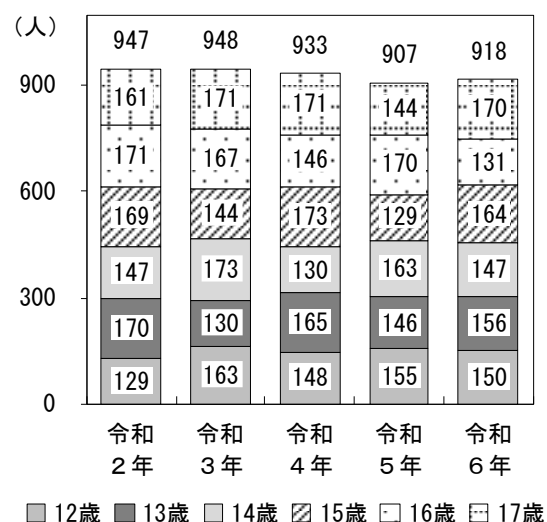
【0～5歳】



【6～11歳】



【12～17歳】



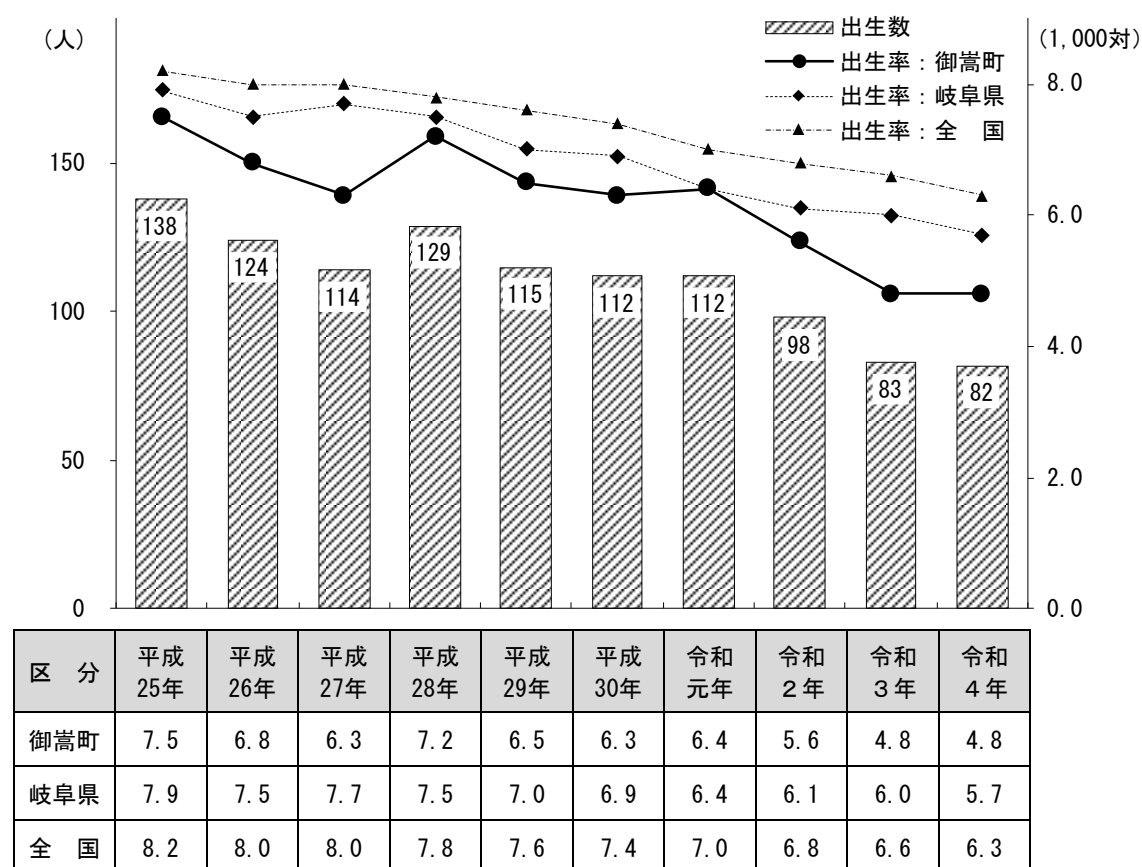
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(2) 出生の現状

① 出生数・出生率の推移

本町における令和4年の出生数は82人で、出生率（人口1,000対）は4.8です。出生数は、平成28年に増加したものの、その後は減少傾向にあります。また、出生率についてみると、令和元年を除くすべての年で岐阜県、全国を下回って推移しています。

図表4 出生数・出生率の推移



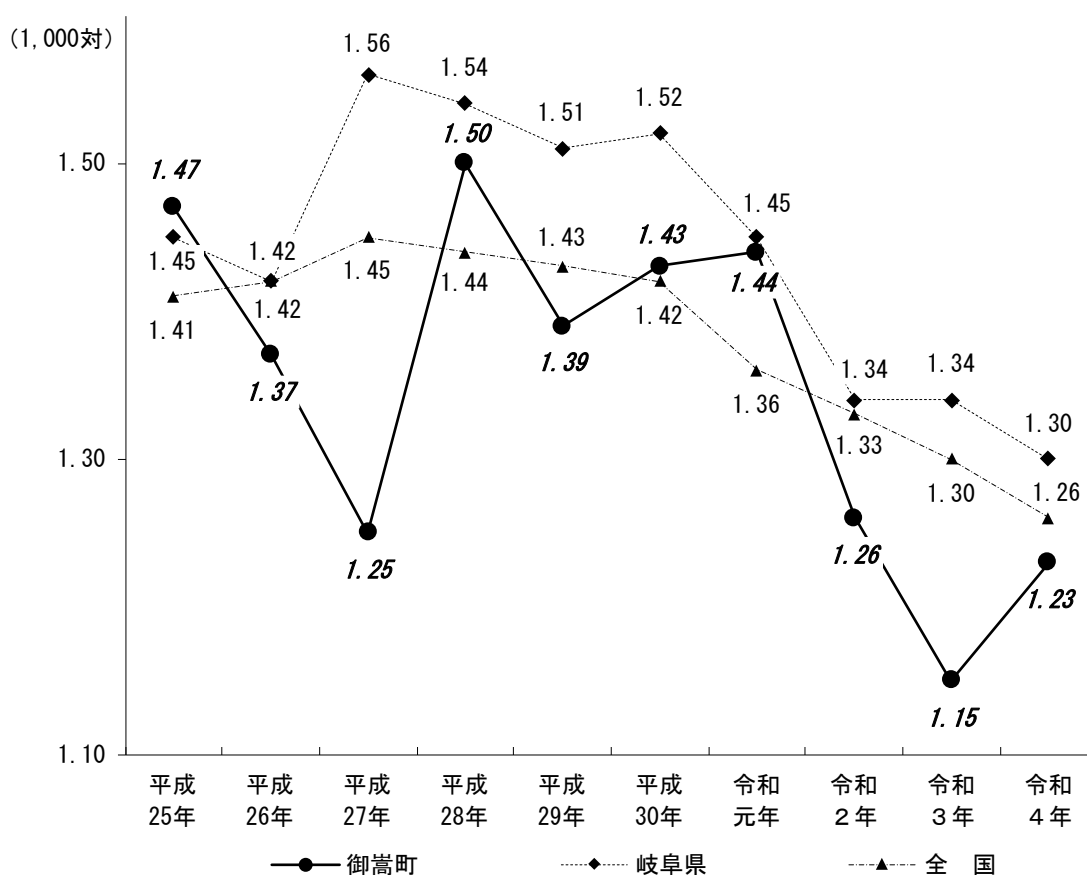
資料：可茂地域の公衆衛生

② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、1人の女性が仮にその年の年齢別出生率で一生の間に生むとした時のこども数を表した率であり、2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。

本町における令和4年の合計特殊出生率は、1.23です。平成25年からの推移を見ると、人口規模の関係からばらつきがあるものの、令和2年以降岐阜県、全国を下回って推移しています。

図表5 合計特殊出生率の推移



資料：可茂地域の公衆衛生

③ 母親の年齢階級別出生数の推移

母親の年齢階級別出生数をみると、25～29歳、30～34歳の年齢層が多く、いずれの年も両方で60%以上を占めています。また、いずれの年も35歳以上の占める割合が20%を超えています。

図表 6 母親の年齢階級別出生数および構成比

母親の 年 齢	平成30年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年	
	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)
15～19歳	1	0.9	－	－	－	－	－	－	－	－
20～24歳	11	9.8	16	14.3	10	10.2	9	10.8	7	8.5
25～29歳	37	33.0	31	27.7	30	30.6	23	27.7	21	25.6
30～34歳	40	35.7	42	37.5	33	33.7	34	41.0	32	39.0
35～39歳	17	15.2	19	17.0	16	16.3	14	16.9	19	23.2
40～44歳	6	5.4	4	3.6	8	8.2	3	3.6	3	3.7
45～49歳	－	－	－	－	1	1.0	－	－	－	－
合 計	112	100.0	112	100.0	98	100.0	83	100.0	82	100.0

資料：可茂地域の公衆衛生

④ 低体重児出生率の推移

出生時の体重が2,500 g 未満の低体重児数の推移をみると、本町は平成30年を除き10～15人で推移しています。

出生数に占める低体重児の出生率で岐阜県、全国と比較すると、本町は、平成27年までは岐阜県、全国を上回っており、その後平成28年からは下回ったものの、令和 2 年以降は再び上回って推移しています。

図表 7 低体重児出生率の推移

区 分		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
御嵩町	人	14	15	12	12	10	4	11	10	12	12
	率	10.1	12.1	10.5	8.7	8.7	3.6	9.8	10.2	14.6	14.6
岐阜県	率	9.4	8.7	9.1	9.4	9.4	9.1	9.8	8.7	9.6	9.6
全 国	率	9.6	9.5	9.5	9.7	9.4	9.4	9.4	9.2	9.4	9.4

資料：可茂地域の公衆衛生

(3) 世帯の現状

① 一般世帯数・核家族世帯数の推移

本町の令和2年の一般世帯数は6,757世帯で、うち18歳未満親族のいる世帯は1,459世帯、6歳未満親族のいる世帯は561世帯となっています。総世帯数は増加していますが、こどものいる世帯は減少を続けています。

こどものいる世帯の割合は、岐阜県、全国と同様低下を続けています。また、いずれの年も全国を上回っているものの、平成22年以降は岐阜県を下回っています。

図表8 一般世帯数・核家族世帯数の推移

単位：世帯（％）

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
御 嵩 町	5,813 (100.0)	5,960 (100.0)	6,326 (100.0)	6,507 (100.0)	6,757 (100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	2,172 (37.4)	1,902 (31.9)	1,702 (26.9)	1,556 (23.9)	1,459 (21.6)
6歳未満親族のいる一般世帯	726 (12.5)	663 (11.1)	617 (9.8)	592 (9.1)	561 (8.3)
岐 阜 県	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(32.9)	(29.8)	(27.4)	(25.1)	(21.9)
6歳未満親族のいる一般世帯	(13.5)	(12.3)	(10.9)	(9.7)	(8.1)
全 国	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(27.9)	(25.3)	(23.1)	(21.5)	(19.3)
6歳未満親族のいる一般世帯	(11.4)	(10.5)	(9.4)	(8.7)	(7.6)

資料：国勢調査

② 家族類型

令和2年の国勢調査から、こどものいる世帯の家族類型をみると、親とこどもからなる核家族世帯は、18歳未満親族のいる世帯が78.9%、6歳未満親族のいる世帯が80.2%となっています。

本町の18歳未満親族のいる世帯における核家族世帯の割合は、全国（86.7%）を下回っているものの、岐阜県（77.9%）よりも高くなっています。一方、6歳未満親族のいる世帯における核家族世帯の割合は、全国（89.3%）および岐阜県（81.6%）よりも低くなっています。

本町の18歳未満親族のいるひとり親世帯は、母子世帯が76世帯、父子世帯が18世帯です。平成27年（母子世帯86世帯、父子世帯8世帯）と比較すると、母子世帯は10世帯減少し、父子世帯は10世帯増加しています。

図表9 一般世帯の家族類型別世帯数

単位：世帯（％）

区 分	一般 世帯数	親族世帯		非親族 世帯	単独世帯	再 掲	
		核家族 世帯	その他の 親族世帯			母子世帯	父子世帯
御 嵩 町	6,757 (100.0)	4,214 (62.4)	815 (12.1)	57 (0.8)	1,663 (24.6)	77 (1.1)	19 (0.3)
18歳未満親族の いる世帯	1,459 (100.0)	1,151 (78.9)	298 (20.4)	10 (0.7)	0 (-)	76 (5.2)	18 (1.2)
6歳未満親族 のいる世帯	561 (100.0)	450 (80.2)	108 (19.3)	3 (0.5)	0 (-)	13 (2.3)	2 (0.4)
岐 阜 県	(100.0)	(57.3)	(12.1)	(0.7)	(29.4)	(1.1)	(0.1)
18歳未満親族の いる世帯	(100.0)	(77.9)	(21.6)	(0.5)	(0.1)	(4.6)	(0.5)
6歳未満親族 のいる世帯	(100.0)	(81.6)	(17.9)	(0.5)	(-)	(2.2)	(0.1)
全 国	(100.0)	(54.1)	(6.8)	(0.9)	(38.0)	(1.2)	(0.1)
18歳未満親族の いる世帯	(100.0)	(86.7)	(12.8)	(0.4)	(0.1)	(5.4)	(0.6)
6歳未満親族 のいる世帯	(100.0)	(89.3)	(10.3)	(0.4)	(-)	(2.6)	(0.1)

資料：国勢調査（令和2年）

③ 平均世帯人員

令和2年における本町のこどものいる世帯の平均人員は、18歳未満親族のいる世帯が4.17人、6歳未満親族のいる世帯が4.26人です。本町の18歳未満親族のいる世帯の平均人員は岐阜県、全国を上回って推移しているものの、世帯規模が縮小していく傾向は同じです。

図表10 一般世帯の平均世帯人員の推移

単位：人

区 分	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
御 嵩 町	3.36	3.19	2.94	2.75	2.56
18歳未満親族のいる一般世帯	4.71	4.59	4.45	4.31	4.17
6歳未満親族のいる一般世帯	4.75	4.60	4.50	4.36	4.26
岐 阜 県	3.07	2.92	2.78	2.65	2.49
18歳未満親族のいる一般世帯	4.60	4.47	4.35	4.25	4.16
6歳未満親族のいる一般世帯	4.55	4.41	4.35	4.28	4.19
全 国	2.67	2.55	2.42	2.33	2.21
18歳未満親族のいる一般世帯	4.24	4.13	4.04	3.98	3.93
6歳未満親族のいる一般世帯	4.18	4.10	4.06	4.03	3.97

資料：国勢調査

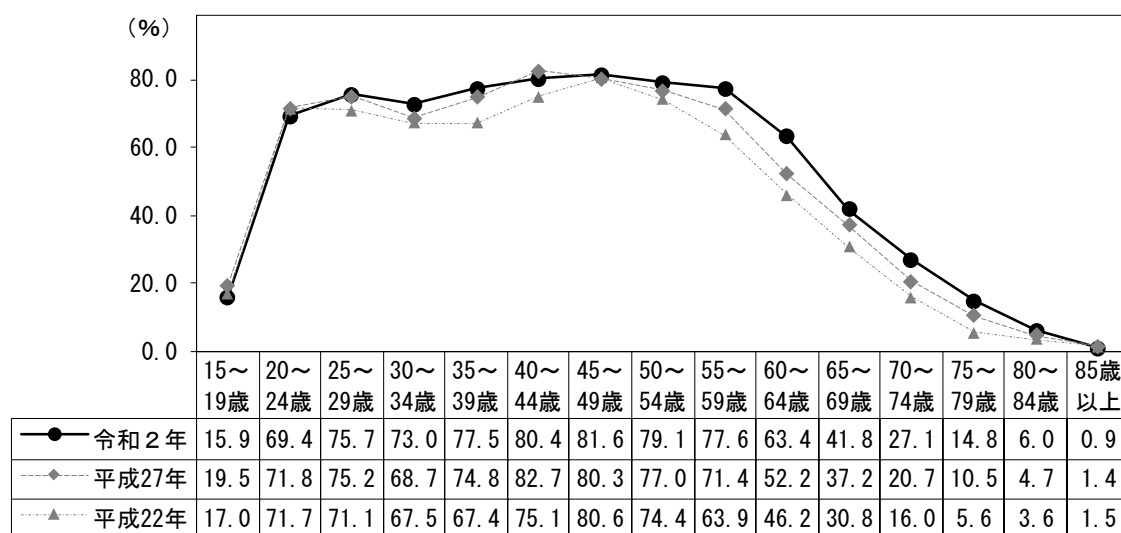
(4) 女性の就業状況

① 女性の就業率

本町の令和2年の女性の年齢別就業率をみると、20～59歳では70～80%程度で推移し、その後60歳以上では徐々に低下していきます。過去の女性の就業率と比較すると、平成27年までは20代後半から30代にかけて低下し、その後40代にかけて再度上昇する、いわゆるM字カーブを描いていたものの、令和2年には解消傾向にあり、子育てと仕事の両立が進んでいることがうかがえます（図表11）。

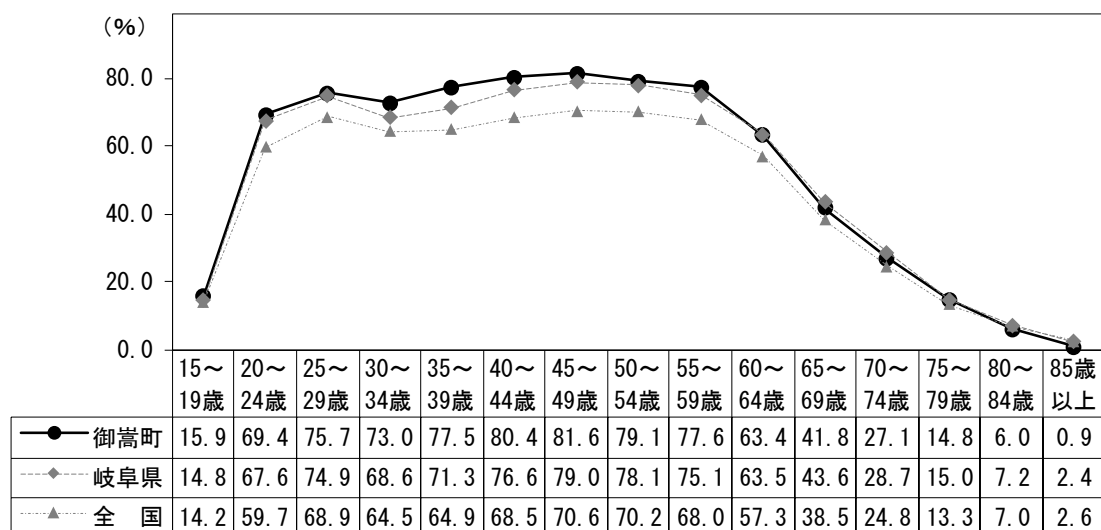
また、女性の年齢5歳階級別就業率を岐阜県、全国と比較すると、本町は10代後半から50代にかけて岐阜県、全国を上回って推移しています（図表12）。

図表11 女性の年齢5歳階級別就業率の推移



資料：国勢調査

図表12 女性の年齢5歳階級別就業率（岐阜県、全国との比較）



資料：国勢調査（令和2年）

② 女性の産業別就業状況

令和2年の15歳以上の女性就業者は3,926人です。産業別にみると、「製造業」が24.2%と最も高く、次いで「医療、福祉」が19.7%、「卸売業、小売業」が17.4%などとなっています。

産業分類別にみると、「第3次産業」が69.2%を占めています。一方で、岐阜県、全国と比較すると、「第2次産業」が高くなっています。

図表13 産業別にみた女性の就業者数

単位：人（％）

区 分	御嵩町		岐阜県	全 国
計	3,926	(100.0)	(100.0)	(100.0)
農業、林業	56	(1.4)	(2.4)	(2.8)
漁業	－	(ー)	(0.0)	(0.1)
鉱業、採石業、砂利採取業	1	(0.0)	(0.0)	(0.0)
建設業	122	(3.1)	(3.1)	(2.8)
製造業	949	(24.2)	(17.6)	(10.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	6	(0.2)	(0.2)	(0.2)
情報通信業	14	(0.4)	(0.9)	(2.2)
運輸業、郵便業	92	(2.3)	(2.4)	(2.7)
卸売業、小売業	682	(17.4)	(17.7)	(17.9)
金融業、保険業	70	(1.8)	(2.7)	(3.0)
不動産業、物品賃貸業	22	(0.6)	(1.1)	(2.0)
学術研究、専門・技術サービス業	50	(1.3)	(2.2)	(3.0)
宿泊業、飲食サービス業	241	(6.1)	(7.6)	(7.4)
生活関連サービス業、娯楽業	306	(7.8)	(4.9)	(4.6)
教育、学習支援業	194	(4.9)	(6.1)	(6.4)
医療、福祉	774	(19.7)	(21.1)	(22.1)
複合サービス事業	35	(0.9)	(0.8)	(0.7)
サービス業（他に分類されないもの）	149	(3.8)	(4.6)	(5.9)
公務（他に分類されるものを除く）	83	(2.1)	(2.2)	(2.4)
分類不能の産業	80	(2.0)	(2.3)	(3.2)
第1次産業（再掲）	56	(1.4)	(2.4)	(2.9)
第2次産業（再掲）	1,072	(27.3)	(20.7)	(13.7)
第3次産業（再掲）	2,718	(69.2)	(74.6)	(80.2)

資料：国勢調査（令和2年）

(5) 婚姻の動向

① 未婚率の推移

本町の未婚率の推移を性・年齢別にみると、平成12年から令和2年にかけておおむね上昇傾向にあります。特に30代は男女ともに10ポイント以上上昇しています。未婚率の上昇は、晩婚化、晩産化につながり、少子化の要因の一つと考えられます。

図表14 未婚率の推移

単位：％

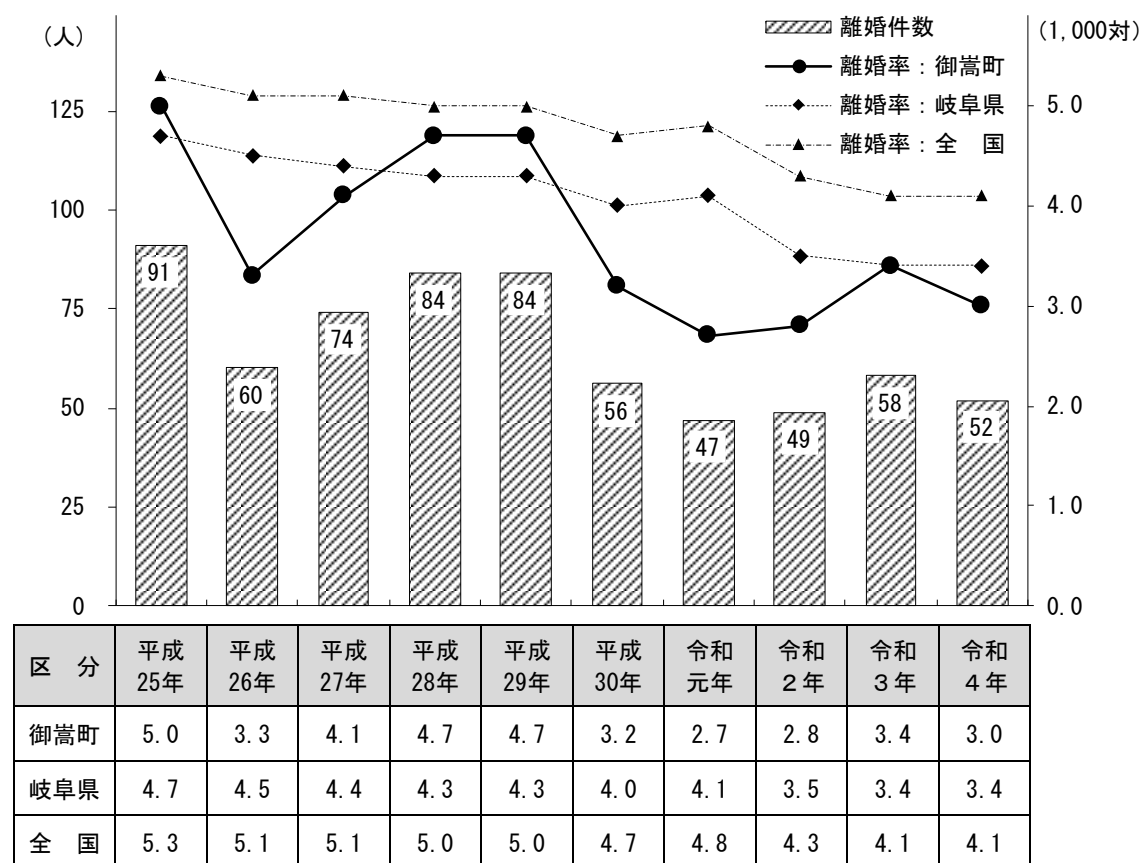
区分		女 性					男 性				
		平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
20 ～ 24 歳	御嵩町	88.4	89.7	87.2	90.0	90.3	93.9	94.3	93.2	96.6	95.3
	岐阜県	88.0	88.0	89.0	91.4	92.3	92.6	92.9	93.8	95.0	95.3
	全 国	87.9	88.7	89.6	91.4	92.3	92.9	93.4	94.0	95.0	95.2
25 ～ 29 歳	御嵩町	54.2	59.5	57.8	58.0	61.5	70.3	73.7	72.9	73.3	77.3
	岐阜県	50.7	55.0	55.9	58.4	60.2	66.8	68.8	70.0	72.0	73.1
	全 国	54.0	59.0	60.3	61.3	62.4	69.3	71.4	71.8	72.7	72.9
30 ～ 34 歳	御嵩町	17.8	25.7	31.8	32.2	30.5	38.8	46.0	48.9	50.0	52.4
	岐阜県	21.0	26.2	29.4	30.1	31.5	37.8	42.5	44.7	45.4	47.6
	全 国	26.6	32.0	34.5	34.6	35.2	42.9	47.1	47.3	47.1	47.4
35 ～ 39 歳	御嵩町	6.8	12.5	16.9	22.4	21.7	18.9	27.2	36.2	38.1	40.3
	岐阜県	9.5	14.4	18.0	19.7	19.7	21.5	27.5	32.1	33.2	33.7
	全 国	13.8	18.4	23.1	23.9	23.6	25.7	30.0	35.6	35.0	34.5

資料：国勢調査

② 離婚件数の推移

令和4年における本町の離婚件数は52件です。これまでの推移をみると、平成26年以降増加傾向にありましたが、平成30年に減少し、その後は40～50件台で推移しています。離婚率（人口1,000対）をみると、ばらつきがあるものの、平成30年以降はおおよそ岐阜県、全国を下回っています。

図表15 離婚件数、離婚率の推移



資料：可茂地域の公衆衛生

2 子育て支援サービス等の現状

(1) 教育・保育サービスの利用状況

本町には、保育園が4か所、小規模保育施設および幼稚園が1か所設置されています。令和6年4月1日時点の各園の定員数と在園児童数は図表16のとおりです。

図表16 保育園・幼稚園等の設置状況

【保育園】

区 分		定員数	在園 児童数	入所率	備考
公立	上之郷保育園	45人	26人	57.8%	
	中保育園	90人	82人	91.1%	・ 令和2年度より、指定管理者制度により民営化。 ・ 令和6年度より、利用定員を110人から90人に変更。
	伏見保育園	110人	83人	75.5%	
私立	御嵩保育園	100人	88人	88.0%	
合 計		345人	279人	80.9%	

【小規模保育施設】

区 分		定員数	在園 児童数	入所率	備考
私立	りんご保育園みたけ	12人	12人	100%	

【幼稚園】

区 分		定員数	在園 児童数	入所率	備考
私立	みたけ幼稚園	320人	129人	40.3%	

注：令和6年4月1日時点

① 保育園の利用状況

図表17 保育園の年齢別利用者数の推移

単位：人

区 分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
令和 2 年	7	30	44	78	75	92	326
令和 3 年	3	40	37	71	73	73	297
令和 4 年	5	24	58	57	72	74	290
令和 5 年	6	36	34	86	59	74	295
令和 6 年	7	36	39	50	87	60	279

注：各年 4 月 1 日時点

② 小規模保育施設の利用状況

図表18 小規模保育施設の年齢別利用者数の推移

単位：人

区 分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
令和 2 年	1	5	2	8
令和 3 年	1	5	5	11
令和 4 年	0	3	6	9
令和 5 年	4	1	3	8
令和 6 年	3	5	4	12

注：各年 4 月 1 日時点

③ 幼稚園の利用状況

図表19 幼稚園の年齢別利用者数の推移

単位：人

区 分	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
令和 2 年	0	70	50	66	186
令和 3 年	0	62	73	49	184
令和 4 年	0	53	61	74	188
令和 5 年	0	51	55	61	167
令和 6 年	0	40	55	57	152

注 1：各年 4 月 1 日時点

2：「2 歳児」は満 3 歳児の園児数

(2) 放課後児童クラブの利用状況

図表20 放課後児童クラブの登録児童数

単位：人

区 分	1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生	合 計	定 員
上之郷小学校区児童クラブ	3	4	3	4	2	1	17	30
御嵩小学校区児童クラブ	46	38	22	13	0	1	120	120
伏見小学校区児童クラブ	30	12	12	4	0	0	58	60
計	79	54	37	21	2	2	195	210

注 1：令和 6 年 4 月 1 日時点

2：上之郷小学校区児童クラブについては、令和 5 年度に定員を 15 人から 30 人に変更している

図表21 放課後児童クラブの登録児童数の推移

単位：人

区 分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
上之郷小学校区児童クラブ	15	14	20	20	17
御嵩小学校区児童クラブ	127	120	120	124	120
伏見小学校区児童クラブ	54	58	62	48	58
計	196	192	202	192	195

注：各年 4 月 1 日時点

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現を目指しています。

本町では、平成17年3月に策定した「御嵩町次世代医育成支援行動計画」にはじまり令和6年度までを期間とする「御嵩町第2期子ども・子育て支援事業計画」に至るまで一貫してこどもの視点に立って「こどもの笑い声が聞こえる」まちづくりを進めてきました。

この考え方は、「こども基本法」の理念に合致するものであり、これからも、若い世代の意見や郷土に対する思いを大切にしながら、本町において「こどもまんなか社会」の実現を目指していきます。

さらに、当事者であるこども・若者が笑顔でいられるためには、家族をはじめ周りの人々が幸せでいられることが重要です。

御嵩町には、長年、守り育んできた自然や文化・伝統があり、あたたかい人と人とのつながりがあります。これらを背景に生まれ育ったこどもたちの笑顔を見守り、育ていくのは地域社会の役目です。

こどもたちが、御嵩町で生まれ、育ってよかったと実感できる「こどもまんなか社会」が実現するよう、こどもをめぐるさまざまな問題や課題は、地域社会全体で取り組む重要な課題であるという共通認識のもと、地域住民、学校、教育・保育施設、事業者、行政等が、こどもに関する施策について協働で取り組んでいきます。

本計画においては、第2期計画までの基本理念を継承するとともに、これまでの取組をさらに強化・充実することを目指します。

**地域みんなで見守り育む
こどもの笑い声が聞こえるまちづくり**

2 基本目標

基本理念の実現を目指し、次の基本目標を設定し、その達成に向けて施策を展開します。

基本目標1 こどもが心身ともに健やかに成長するための環境づくり

次代を担うこどもたちが健やかに生まれ育つことは、誰もが抱く共通の願いです。

こどもが心身ともに健やかに生まれ育つよう、妊娠から出産、乳幼児期に至るまで、切れ目なくライフステージに対応したきめ細かな母子保健サービスを提供するとともに、小児医療体制の確保に努めます。また、こどもの発達段階に応じた食に対する配慮、思春期のこどもへの性教育、こころの健康づくりなどに取り組んでいきます。

☆取組の方向性

- こどもと親の健康の確保と増進
- 食育の推進
- 小児医療等の体制の確保
- 思春期の保健対策の充実

基本目標2 こどもと子育て家庭を支える体制づくり

こどもが健やかに成長するためには、保護者が地域の中で孤立したり、経済的な不安を感じたりすることなく、ゆとりを持ってこどもに向き合えることが重要です。

すべての保護者が喜びを感じながら自信を持って子育てに取り組むことができるよう、幼児期における教育・保育の充実と多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図るとともに、育児不安の軽減、こどもに対する虐待の防止に関する施策を推進していきます。また、男女がそれぞれの意思を尊重し、共働き・共育てができ、仕事と生活の調和が図られるよう、住民意識の醸成、地元企業等への協力要請など環境を整えていきます。

☆取組の方向性

- 幼児期の教育・保育の充実
- 地域における子育て支援の充実
- 支援を要するこどもへの対応
- こどもの貧困への対応
- 仕事と生活の調和
- こどもと家族の人権を守るための支援

基本目標3 こどもの夢や希望の実現を応援するまちづくり

こどもたちが明るい希望を抱き、自分の力でたくましく育っていけるよう、家庭、学校、地域など社会のあらゆる場面で、学習や遊びを通して人間関係が築かれ、こどもの想像力や豊かな人間性が育まれるよう、地域が一体となって子育て支援を行い、こどもの視点に立ったまちづくりを目指します。

また、一人の住民として、こども・若者が多様な社会活動に参画することができ、その意見や提案がまちづくりに反映される仕組みをつくっていきます。

☆取組の方向性

- こどもの健全育成対策の充実
- 教育環境の充実
- 次代の親の育成
- こども・若者の自立支援

基本目標4 こどもが安心して安全に過ごせる地域づくり

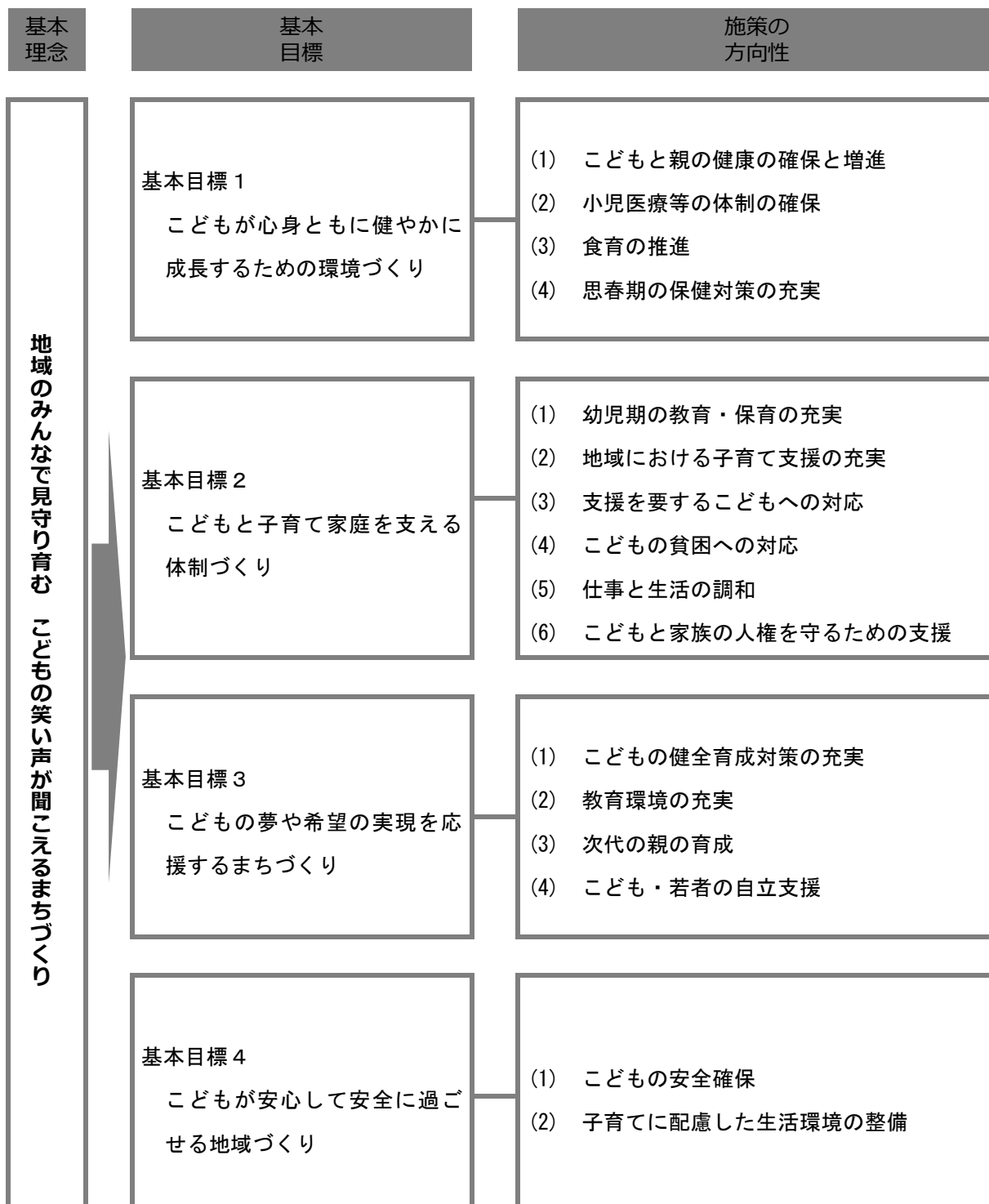
こどもたちが将来にわたって身体的、精神的、社会的に幸せな状態で生活を送るためには、保護者・家庭も含め、それを地域全体が支え、見守られなければなりません。

本町のこどもたちが、ここで働き、家庭をつくり、親となっていくことができるよう、地域住民と行政の協働により安全で安心して暮らせる生活環境を整えていきます。

☆取組の方向性

- こどもの安全確保
- 子育てに配慮した生活環境の整備

3 施策の体系



第4章 施策の展開

基本理念、基本目標の実現に向けて、こどもに関するさまざまな課題に対応した施策を展開していきます。

1 こどもが心身ともに健やかに成長するための環境づくり

(1) こどもと親の健康の確保と増進

母子保健については、平成13年から国において「健やか親子21」として推進されてきました。平成30年に「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（成育基本法）が施行され、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下、「成育医療等基本方針」という。）が示され、令和5年3月に改定が行われました。

成育医療等基本方針では、母子保健を含む成育医療などに関する計画の策定が求められており、「成育医療等基本方針に基づく評価指標」では、母子保健施策が含まれています。

こうした背景により、本計画では成育医療等基本方針に基づき、妊娠から出産、子育て期と切れ目のない子育て支援を行い、こどもと親の心身の健康確保に努めるとともに、主体的な健康づくりを推進します。

また、妊娠から子育てにわたり、悩みを持つ人への相談体制の強化に努めます。

① 安全な妊娠と出産への支援

取 組	内 容	担当課
■ 母子健康手帳・父子手帳の交付と子育てサポートプランの作成	妊娠・出産・育児までの健康状態等を記録する母子健康手帳を交付するとともに、妊娠初期の保健指導を通じ、安全な妊娠と出産への支援を行います。また、妊婦の体調や妊娠・出産・子育てに関して不安などについて確認するとともに一人一人に合わせた子育てサポートプランを作成し、妊娠中からサポートします。 同時に妊娠・出産・育児における父親の役割や妻へのサポート方法等を掲載した父子手帳を交付し、父親の意識を高めるよう努めます。さらにマタニティマークの普及啓発に努めます。	福祉子ども課

取 組	内 容	担当課
■ 産前・産後サポート事業	妊娠30週頃の全妊婦に保健師が電話確認し、個別に不安や悩みなどの状況を把握し一緒に考えます。また、必要な人には訪問も行います。 出産後1か月までにこどもの体重測定、母親の体調確認と育児相談などのため保健師がご自宅に訪問します。	福祉子ども課
■ 妊婦健康診査	健やかな妊娠と安全な分娩のため、貧血、妊娠高血圧症候群などの早期発見と胎児の発育確認を行う妊婦健康診査の充実を図ります。妊娠届出時等において受診勧奨を行い受診率の向上を目指します。 妊婦健康診査については、母子健康手帳交付時に説明を行い、受診票を交付して医療機関で実施します。妊婦健康診査の結果について医療機関との連携を行い、妊娠期から出産後の支援を途切れなく行っていくるようにします。 また、里帰り出産などのため県外の医療機関で妊婦健康診査を受診する人に対しても検査費用を助成します。	福祉子ども課
■ 妊婦歯科検診	妊娠中は、ホルモンバランスの変化、つわりによる口内の清掃低下などにより、う歯や歯周病になりやすいため、妊婦歯科検診により、これらの早期発見・予防を図ります。妊娠届出時等において受診勧奨を行い受診率の向上を目指します。	福祉子ども課
■ プレママサークル	出産を迎える妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、仲間づくりの場としてプレママサークルを開催します。今後は、パートナーも一緒に参加できる内容を検討していきます。また、母子保健サービスを含む、子育てに関する様々なサービスについて情報提供を行います。	福祉子ども課
■ 妊婦等への喫煙の害に関する啓発	妊産婦の喫煙や受動喫煙が、胎児やこどもの健康に及ぼす影響について、母子健康手帳交付時やプレママサークルにおいて正しい知識の普及に努め、受動喫煙を含めた喫煙の防止を進めます。	福祉子ども課
■ 産後うつ病の予防	産後うつ病のリスク度を判定するエジンバラ産後うつ病質問票について、赤ちゃん訪問等において情報を提供し、活用を促進します。また、「こころの体温計」は、携帯電話やスマートフォン、パソコンを利用して、自分自身や家族のストレス度や落ち込み度をチェックできるシステムであり、その活用を促進します。 産後うつ病のリスク度の高い母親に対しては、児童虐待の防止という観点を含めた相談等の支援を行います。	福祉子ども課

取 組	内 容	担当課
■ 妊婦等包括相談支援事業	核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中、孤独感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭も少なくありません。すべての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができるための環境整備として、「伴走型相談支援」と「経済的支援」を行います。	福祉子ども課
■ 不妊相談	不妊で悩んでいる人に対して、不妊治療やその助成制度などについて情報提供を行います。	福祉子ども課

② 母子の健康の保持と増進

取 組	内 容	担当課
■ こども家庭センター	妊娠前、妊娠、出産、子育て期にわたり、切れ目のない支援を目指し、予防的な関わりや問題の早期発見・早期対応を図るため、令和6年4月「こども家庭センター」を開設しました。 こども家庭センターは、子育てに関する切れ目のない支援を行うための総合相談窓口です。保育士、社会福祉士、保健師、公認心理師が配置されており専門的な相談支援を行います。	福祉子ども課
■ 産後ケア事業（通所型・訪問型・宿泊型）	産婦が身体的な回復と心理的な安定を促進するとともに、健やかな育児ができるよう、助産師による乳房ケア・授乳指導、育児相談を、保健センター、医療機関への通所、または自宅への訪問、病院による宿泊により実施します。	福祉子ども課
■ 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）	生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を対象として、保健師が中心となって家庭訪問を行い、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。 また、低出生体重児の支援として、病院から退院後の早期訪問、継続訪問等の実施をします。	福祉子ども課
■ 養育支援訪問事業	育児不安の状態にある保護者や定期的に見守りが必要な家庭を対象として、保健師や保育士等による支援または指導・助言を行います。	福祉子ども課

取 組	内 容	担当課
■乳幼児健康診査	3～5 か月児・1 歳 6 か月児・2 歳児（歯科健診）・3 歳児を対象とした乳幼児健康診査の内容の充実を図ります。実施にあたっては、待ち時間の工夫など、受診しやすい体制の整備に努めます。経過観察を必要とすることにも対しては、電話や訪問等による事後フォローを続け、途切れない支援を目指します。	福祉子ども課
■歯と口腔の健康づくりの推進	「御嵩町民の歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、乳幼児期からの歯と口腔の健康づくりを推進します。3歳児健康診査におけるう歯保有率の低下を目指し、乳児期からの歯科保健指導の充実を図ります。 また、保育園等や小学校でのフッ化物洗口、歯みがき運動を推進します。	福祉子ども課 学校教育課
■新生児聴覚検査	聴覚障がい早期発見・早期支援につなげるため、生後2 日目ごろの新生児を対象にした聴覚検査の費用を助成しています。	福祉子ども課
■予防接種の知識の普及と接種勧奨	乳幼児健康診査や相談・教室などの機会を通して、予防接種の知識の普及と未接種者への啓発活動を行います。予防接種を安心して、安全に行えるように予防接種の効果、副反応の説明を行い、理解を促していきます。	福祉子ども課
■育児相談	【育児相談】 保健師・管理栄養士による育児相談を月1 回開催していきます。開催にあたっては、誰もが気軽に利用できるようプライバシーに配慮した環境を整えます	福祉子ども課
	【7 か月児相談】 6～7 か月児を対象に毎月1 回開催します。BCG 接種を同時実施するなど、相談しやすい体制づくりに努めます	福祉子ども課
	【10 か月児相談】 10 か月児とその保護者を対象とした子育て相談を行うとともに、食事、歯、生活リズム、運動や精神発達などこどもの健康の保持増進にかかる情報提供を行います。	福祉子ども課
■運動発達相談	ハイハイができない、歩かない、転びやすい、内股・O 脚ぎみ、歩き方が気になるなど、運動発達に心配のあるこどもを対象に、小児専門の理学療法士が相談支援を行います。	福祉子ども課

取 組	内 容	担当課
■ 幼児相談	発達について心配なことがあるこどもを対象に、臨床発達心理士によるK式発達検査を行っています。また、保護者の困り事について、相談支援も受け付けており、一人ひとりのこどもにあった、育て方、支援の方法を家族と一緒に考えていきます。	福祉子ども課
■ 年少児幼児相談	年少児の発達について、アンケート調査を行い、発達や集団生活（保育園・幼稚園での活動）に心配のあるこどもの保護者を対象に、個別相談（臨床発達心理士・保育士）を行います。	福祉子ども課
■ 離乳食教室	育児に関する不安解消と保護者同士の交流を図るため、生後2～4か月のこどもとその保護者を対象に、隔月に1回、離乳食教室を実施します。離乳食の基礎知識を中心に、発達を促す保護者のこどもへの関わり方について健康教育を行い、終了後においても、保護者同士の仲間づくりができるよう支援します。	福祉子ども課
■ ワイワイひろば	発達の遅れが心配されるこどもと保護者や、育児不安等の強い保護者などを対象とした、ワイワイひろばを毎月開催し、保護者が育児の関わりの中でこどもの成長発達を促すための適切な助言等を行います。乳幼児健康診査等の事後教室として行い必要な療育等の支援につなげます。 また、保護者とともにこどもの支援の方法について情報共有等を行えるよう、個別相談を実施し、一緒に検討できる場とします。	福祉子ども課
■ 重層的支援体制の整備	福祉課題は複合化し、高齢者、障がいのある人、児童等といった従来の福祉制度の枠組みでは適切な解決策を講じることが困難なケースが見られます。こうした背景に対応するため、関係機関と連携し重層的支援体制の整備を進めていきます。	福祉子ども課 保険長寿課 御嵩町社会 福祉協議会

③ 成育医療等基本方針に基づく評価指標

母子保健事業等については、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下「成育医療等基本方針」という。）に基づく、母子保健を含む成育医療等の提供に関する施策に係る評価指標のうち、市町村のアウトカム（成果）指標とされている項目を指標として掲げ、関連施策を推進していきます。

図表22 成育医療等基本方針に基づく評価指標（市町村レベルのアウトカム指標）

指標		基準値 (令和5年度直近)	目標値 (令和10年度直近)	出典等
産後うつ	産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合	14.1%	減少	母子保健事業の実施状況
	産後ケア事業の利用率	40.0%	増加	事業実績
低体重児	妊婦の喫煙率	2.3%	0%	乳幼児健康診査問診回答状況
妊産婦の口腔	妊産婦の歯科健診・保健指導受診率	22.5%	増加	地域保健・健康増進事業報告
乳幼児の口腔	保護者がこどもの仕上げみがきをしている割合	95.9%	増加	乳幼児健康診査問診回答状況
児童虐待	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	4か月児 : 8.0%	増加	乳幼児健康診査問診回答状況
		1歳6か月児 : 16.2%	増加	
		3歳児 : 27.8%	増加	
	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	89.0%	95%	乳幼児健康診査問診回答状況
社会資源	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	94.3%	98%	乳幼児健康診査問診回答状況
	ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合	4か月児 : 86.4%	増加	乳幼児健康診査問診回答状況
		1歳6か月児 : 86.9%	増加	
		3歳児 : 66.0%	増加	

(2) 小児医療等の体制の確保

安心して子育てができる環境として、小児医療をはじめこどもの命・健康を守るための体制を整えることは重要です。保護者に対し、小児医療体制の仕組みや相談窓口などの周知を図るとともに、医療関係者などとの連携を図りながら、小児医療体制の整備、充実を推進します。

取 組	内 容	担当課
■ 病気と受診に関する知識の普及・啓発	こどもの病気と医療機関のかかり方について、チラシの配布、各種教室・相談における説明などにより、正しい知識の普及・啓発を図り、安心して受診できる小児医療体制の構築を目指します。	福祉子ども課
■ 救急医療知識の普及	関係機関と連携し、人工呼吸、A E D、応急処置等、救急医療に関する知識を学習する機会の提供に努めます。	福祉子ども課
■ 電話相談の周知	こどもの急な病気や事故、薬に関する心配についての電話相談である小児救急電話相談（＃8000）のPRを広報、ウェブサイトなどを通じ、積極的に行います。	福祉子ども課
■ 小児医療体制の充実	町および地域の医療関係者相互の連携を強化し、適切な小児医療サービスを提供できる体制の整備に努めます。また、広域連携により休日や夜間の診療体制の強化を図ります。	福祉子ども課
■ 福祉医療費の助成	医療費助成について、県補助事業分である就学前児童（入通院時にかかる健康保険適用の自己負担分（入院時食事標準負担額を除く））に加え、同内容の助成を、町単独事業として高校卒業年齢（18歳を迎えた3月31日まで）まで対象を拡大し、医療費面での子育て支援を行います。	福祉子ども課
■ 養育医療費の助成	出生体重2,000グラム以下または身体機能が未熟と医師が判断したこどもが、指定医療機関に入院し医療を受ける場合に、医療費（保険診療分）や食事療養費を国と県と町が助成します。	福祉子ども課

(2) 食育の推進

毎日の食事によって、身体がつくられ、食事の質によって健康の質が決まります。生涯にわたって健康で暮らしていくためには、“食”に対する関心や配慮が重要です。そこで、こどもが家庭や地域において、よりよい食生活を送れるよう、また、正しい知識を得ることで“食”への関心が高まるよう、「御嵩町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画」との連携のもと、さまざまな場面での食育を推進します。

取 組	内 容	担当課
■食に関する正しい知識の普及	家庭においてより良い食生活が実践されるよう、保健センターでの健診や教室、家庭教育学級において、規則正しい食生活、早寝早起き朝ごはん、おやつのとおり方など、食に関する正しい知識の普及や食育の意識の醸成を図ります。また、朝食の摂取を推進するため、簡単な朝食メニューの普及に努めます。 住民が「食」について考えるきっかけづくりとして、食育月間（6月）と食育の日（毎月19日）を周知に努めます。	福祉子ども課
■保護者を対象とした食育の推進	離乳食教室、がんばりママクッキングなどの教室において味覚の形成や楽しく食事をするための大切さを伝えます。	福祉子ども課
■地域における食育の推進	地域ぐるみの食育を推進していくために、食生活改善推進協議会などの地域ボランティアや保育園、幼稚園、学校などと連携しながら地域における食に関する学習の機会の充実を図ります。	福祉子ども課
■保育園・幼稚園における食育の推進	食習慣の基礎を培う時期となる保育園・幼稚園においては、給食試食会、野菜の栽培、調理体験など、様々な機会を活用して、保護者と協力して食育を推進します。	福祉子ども課
■学校における食育の推進	児童・生徒が食に関する正しい知識と、食を自分で選択する判断力を身につけ、望ましい食習慣が確立できるよう、学校給食を生きた教材としながら、食育を推進します。 また、「お弁当の日」を実施し、食に対する感謝の気持ちを育み、食の大切さについて学ぶ機会とします。また、PTAとの連携により世代を超えた食育活動を推進していきます。	学校教育課

(4) 思春期の保健対策の充実

思春期は、こどもから大人への過渡期であり、こどもたちのこころや身体のバランスに変化が起こる影響から、さまざまな問題が生じる時期といえます。この時期の問題とその対応が、将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えると考えられます。また、母性、父性を育成するうえでも重要な時期といえます。

このような思春期における健康づくりや性に関する基本的な正しい知識の普及、悩みに関する相談・支援体制の充実を図ります。

取 組	内 容	担当課
■性の尊重に関する教育の推進	思春期のこどもたちに対し、科学的な性知識を教えるとともに、人間尊重や男女平等などの精神を培う教育を推進します。また、個に応じた相談・指導体制の確立をします。	学校教育課
	保健体育などの授業において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の観点に立った性教育を推進します。	学校教育課
■H I V（エイズ）・性感染症防止対策の充実	生徒児童の発達段階に応じてH I V（エイズ）・性感染症の予防に関する情報提供を行うなど、学校における教育などを通じて、性に関する正しい知識の啓発に努めます。	学校教育課
■思春期相談の充実	教育委員会など関係機関との連携を図り、相談支援の充実に努めます。毎週月曜日の午後を健康相談の日とし、広報ほっとみたけなどで周知します。	学校教育課
■飲酒・喫煙・薬物乱用防止への教育の推進	学校と保健センターの連携により、保健体育や特別活動の時間において、飲酒・喫煙・薬物乱用がもたらす健康への影響などについての正しい知識を伝え、その防止に努めます。	学校教育課
■思春期からの生活習慣病予防教育の推進	学校と保健センターとの連携により、生活習慣病についての知識の普及や、予防行動についての健康教育の実施、予防活動の普及・啓発を行います。	学校教育課
■歯科保健対策の推進	小中学校において、歯科衛生士によるブラッシング指導など歯科保健に関する意識を高めるための啓発を行います。また、P T A も一体となって親子ともに歯科保健指導を行うなど、学校の実情に合わせた取り組みを行います。	学校教育課

取 組	内 容	担当課
■運動に関する指導の充実	小中学校において、運動に関する意欲を高められるよう、日常的な運動習慣の定着を目指した指導を行います。また、体力テストの結果分析により、体育授業、休み時間の遊び、部活動等の充実を図ります。	学校教育課

2 こどもと子育て家庭を支える体制づくり

(1) 幼児期の教育・保育の充実

保護者をはじめ家族の就労形態の多様化により幼児期の教育・保育は柔軟な対応が求められています。また、こどもが成長していく過程において周囲との関わりや学びは大きな影響を与えます。そのため、将来にわたる人間形成の場として保育園や幼稚園に対する期待が高まっています。こうしたニーズに対応できるよう、こども自身のしあわせを第一に考えながら各種子育て支援サービスの充実を図ります。

取 組	内 容	担当課
■ 保育施設の充実	安全面や設備（防犯カメラの設置、空調設備の更新など）等、良い環境での保育ができるよう、保育施設の環境改善を図ります。施設整備については、町立保育園の民営化への移行も含めた保育体制のあり方と具体的な整備手法を検討しながら進めていきます。	福祉子ども課
■ 保育士・幼稚園教諭等の研修	保育士・幼稚園教諭等の研修や相互交流を推進し、専門性の向上を図ることにより質の高い教育・保育の提供に努めます。	福祉子ども課 学校教育課
■ 町内の教育・保育施設等の連携	町内の保育園、幼稚園はもちろん、ぽっぽかん、ことばの教室、保健センター、こども家庭センター等との連携を図り、こどもの育ちと・子育てに関わる様々なニーズや課題に対応していきます。	福祉子ども課
■ 民間活力の導入促進	多様なニーズに沿ったサービス内容の充実を目指し、公立保育園の運営における民間活力の導入を促進します。 0～2歳の低年齢児の保育の量的拡充を図るため、少人数（定員6～19人）を対象としたきめ細かな保育を行う民間事業者の参入を進めます。なお、小規模保育事業の認可については、町が基準を設けます。	福祉子ども課
■ 延長・長時間保育	利用者のニーズに対応できるよう、延長保育の供給体制の確保の整備に努めます。	福祉子ども課
■ 預かり保育	保護者の多様な就労形態に対応できるよう、私立幼稚園に対し預かり保育の拡充に関する協力を要請していきます。	福祉子ども課

取 組	内 容	担当課
■一時預かり事業	保護者の疾病等により一時的に家庭での育児が困難な場合、または育児疲れから育児負担を一時的に軽減したい場合などに、こどもを保育園等に預ける一時預かり事業を御嵩保育園等において実施します。 子育て家庭のニーズに対応したサービス内容の拡充等の検討を行うとともに、ファミリー・サポート・センターの利用についても周知・啓発を図ります。	福祉子ども課
■こども誰でも通園制度	保育施設等を利用していない生後6か月から3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無に関わりなく通園できる「こども誰でも通園制度」について、令和8年度からの実施に向けて、利用者のニーズを把握するとともに、供給体制を整えていきます。	福祉子ども課
■認定こども園	保護者の就労等の有無に関係なく利用できる認定こども園は、保護者にとって利用しやすい施設であることから、その整備について、民間活力の導入を推進します。	福祉子ども課

(2) 地域における子育て支援の充実

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育てに対する支援や協力を得ることが困難となり、子育て家庭の孤立が問題となっています。そのため、保護者の子育てに対する負担感、不安感が高まっています。保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、かつ保護者同士や地域住民との交流を通して、子育ての経験や不安を共有できることが重要です。誰もが安心して子育てができるよう、身近な地域における子育て支援の充実を図ります。

① 情報提供・相談体制の充実

取 組	内 容	担当課
■子育て・子育て支援ガイドブック	こどもや子育てに関する情報が、必要としている人に確実に届くよう、子育て・子育て支援ガイドブックの充実を図ります。作成にあたっては、制作スタッフに住民の参加を得るなど利用者の視点を重視します。	福祉子ども課
■インターネットによる情報提供	こどもの健康や保育園・幼稚園の情報、各種イベント情報など子育て支援情報について、ウェブサイトなど住民が求める情報に即した形で提供できるよう内容の充実を図ります。	福祉子ども課
■利用者支援事業	【こども家庭センターによる相談支援】 子育てに関する切れ目ない支援を行うため、総合相談窓口として「こども家庭センター」を設置しました。全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の専門的職が連携して一体的な相談支援を行います。また、町内の保育園開放日に合わせて、各保育園で巡回子育て相談を行います。	福祉子ども課
	【地域子育て支援センターによる相談支援】 「ぽっぽかん」の地域子育て支援センターにおいて、こどもや保護者からの様々な相談に対応します。	福祉子ども課
■教育相談体制の充実	不登校、いじめ、ひきこもり、学校生活、親子関係など多様な相談について、スクールカウンセラー（ＳＣ）、オアシス教室室長・主任による相談で適切に対応していきます。ＳＣ、オアシス教室室長・主任は、電話・来所相談を中心に行いますが、要請があった場合、訪問相談も行います。	学校教育課

取 組	内 容	担当課
■ 民生委員・児童委員、主任児童委員活動の活性化	民生委員・児童委員、主任児童委員が、地域の身近な相談役としての役割が十分果たせるよう、地域活動の情報提供、地域活動参加機会の提供等を通じて、地域との連携や地域課題の把握を容易にし、活動の活性化を支援します。	保険長寿課

② 地域における子育て拠点の充実

取 組	内 容	担当課
■ 地域子育て支援拠点事業	子育て不安の緩和等を目指し、子育て支援拠点施設「ぽっぽかん」で実施している地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。未就園児の保護者に対する相談・指導や情報提供、子育て親子の交流の場の提供、子育てサークルの組織化などを推進します。 また、子育て家庭のニーズを把握し、施設・事業等を適切に支援できるよう体制を整えます。	福祉子ども課
■ 「ぽっぽかん」の活用促進	「ぽっぽかん」の機能を生かし、こどもと高齢者など世代間交流の場として積極的に活用していきます。ボランティア団体「ぽっぽ母べえ」が運営するぽっぽかんの喫茶ふれあいサロンは、育児中の母親同士の交流ばかりでなく、子育て経験豊富な高齢者との交流の場ともなっており、今後も様々なボランティアの活動拠点となるよう開かれた施設運営を目指します。	福祉子ども課
■ 園庭の開放	保育園が有する子育ての専門性を生かし、就園前のこどもを持つ保護者への相談や指導、親子の交流の場として園庭の開放を行います。 また、月に1回未就園児とのふれあいの機会「あそびの広場」を継続して実施します。	福祉子ども課

③ 緊急時における子育て支援サービスの充実

取 組	内 容	担当課
■ 病児・病後児保育	仕事と子育ての両立を図る保護者を支援するため、病気やけがの回復期にある児童が、集団や家庭で保育できない時に、医療機関等で預かる病児・病後児保育を提供します。引き続き、可児市・八百津町と協定を結び、サービスの提供に努めます。 また、サービスの提供にあたり、多子世帯の利用者負担の軽減に努めます。	福祉子ども課

取 組	内 容	担当課
■子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病、育児疲れ、冠婚葬祭等により、一時的に家庭でこどもを養育できない場合に、乳児院、児童養護施設等において数日間、宿泊で預かる子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供します。岐阜県内の児童養護施設等に委託して提供します。	福祉子ども課
■夜間養護等事業（トワイライトステイ）	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難な場合などに、岐阜県内の児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を実施します。	福祉子ども課
■里親・ファミリーホームの活用	家庭における養育環境と同様の養育環境での養育を行うことができる里親制度を活用し、家庭での生活を通じて、児童等が成長する上で重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、児童の健全な育成を図る。	福祉子ども課

④ 経済的な支援の充実

取 組	内 容	担当課
■保育料の軽減	令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、3歳以上の児童の保護者の経済的負担の軽減が図られていますが、3歳未満児の保育料についても、保護者の経済的負担にも配慮します。	福祉子ども課
■実費徴収に係る補足給付を行う事業	幼児教育・保育の無償化にあたり、幼稚園に通うこどもが当該施設から食事の提供（副食の提供に限る。）を受けた場合において、その保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額に対して、世帯の状況等を勘案して、その一部を補助します。	福祉子ども課
■就学援助費の支給	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し就学に必要な経費の一部を援助する就学援助費補助制度の周知に努めます。	学校教育課
■「ぎふっこカード」の周知	子育て家庭の経済的負担の軽減と地域の商店街等の活性化を目指した県の子育て家庭応援キャンペーン事業の一環である「ぎふっこカード」のPRを図ります。	福祉子ども課

⑤ 住民主体の活動支援

取 組	内 容	担当課
■子育てサークル等への支援	地域住民、ボランティアなどが主体となって運営する子育てサークルの活動の後方支援を行います。絵本やおもちゃの貸し出し、会場提供などを行い、継続的な活動を側面的にサポートします。	福祉子ども課
■子育て支援ボランティアの育成	子育てサークルの活動や母子保健事業への協力、イベント開催時における託児等、子育て支援に関わるボランティア活動への参加を呼びかけるとともに、その活動を支援します。	福祉子ども課
■子育て支援ネットワークの構築	家庭、保育園・幼稚園、学校、企業、地域の関係団体、行政など関連機関の連携を強化し、情報の共有化を図ることにより、総合的な子育て支援ネットワークの構築を目指します。	福祉子ども課
■ファミリー・サポート・センター	ファミリー・サポート・センターの積極的な周知活動、講習会や交流会の実施等により会員の増加と利用促進を図るとともに、住民の相互援助に対する意識の醸成を推進します。	福祉子ども課

(3) 支援を要するこどもへの対応

こどもの心身の障がいや、ひとり親家庭などの状況により、自立した子育てが困難な家庭があります。すべてのこどもがいきいきと暮らすことができ、保護者が必要な時に協力を得られ、自立した子育てができるよう、こどもや保護者の個々の状況に応じた、きめ細かな支援を行います。

① 障がいのあるこどもへの支援の充実

取 組	内 容	担当課
■障がい児保育	障がいのあるこどもと障がいのないこどもと一緒に保育する統合保育を推進し、障がいのあるこどもの発達を促します。同時に、障がいのないこどもと障がいのあるこどもの相互理解を進めます。加配保育士の配置、職員の研修等の充実を図ります。	福祉子ども課
■障がい児発達支援 (ことばの教室)	早期療育のための通所施設として設置されている「ことばの教室」において、今後とも療育内容の充実に努めていきます。 また、入級退級判定委員会を開催し、保育園・幼稚園・保健センターと連携して対応します。増加傾向にある発達障がい児、発達支援を要するこどもに対応するため、個々に対する支援プログラムづくりができる体制を整えていきます。	福祉子ども課
■発達障がい児支援ネットワークの確立	保護者の不安の解消を図るとともに、適切な療育相談や福祉サービスの情報提供が行われるよう、福祉子ども課、保健センター、こども家庭センター、各保育園・幼稚園、学校、医療機関など、関係機関のネットワークを確立し、迅速で適切な対応に努めます。	福祉子ども課
■保育所等訪問支援 (巡回相談)	臨床発達心理士、障がいのある児童の指導経験のある保育士、保健師等が協力連携し、町内の保育園、幼稚園を巡回し集団に適應するための専門的な支援を行います。	福祉子ども課
■障がいのあるこどもの保護者への支援	こどもの障がいは、その保護者にとって精神的な負担が大きく、継続的な心の支援が求められます。研修会、交流会、相談等を通じて精神的負担の軽減に努めます。	福祉子ども課
■発達障がいに対する理解促進	発達障がいに関する知識と理解を深めるため、保育、教育、保健関係など児童と日常接する機会の多い職種の人が積極的に研修等に参加するとともに、日常業務を通じて常に理解の促進を図ります。	福祉子ども課

取 組	内 容	担当課
■放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童が、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を受けるサービスです。 児童、保護者の意見や状況などを踏まえ、サービス事業所の紹介等、利用者支援を行います。	福祉子ども課
■児童発達支援の実施	乳幼児期の障がいのあるこどもへの支援として、通所のより発達支援を行う「児童発達支援」や「医療型児童発達支援」の他、重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」、保育所等を利用している障がい児に対して支援を行う「保育所等訪問支援」を行います。	福祉子ども課
■インクルーシブ教育※の推進	障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という「多様な学びの場」の連携とそれぞれの充実を図ります。 また、児童・生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて町・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で合理的配慮を決定し、提供します。	学校教育課
■重度心身障がい児への社会参加の促進	重度の障がいのある児童の社会参加を促進するために、公共交通機関の利用にかかる費用の一部を助成します。該当する人ができるだけ多く利用できるよう周知に努めます。	福祉子ども課

※「インクルーシブ教育」とは、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが共に教育を受けることで、共生社会の実現に貢献しようという考え方です。

② ひとり親家庭の自立支援の充実

取 組	内 容	担当課
■ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、医療費の助成、保育料の減免など経済的な支援を継続して実施します。 また、自立に向けた就業支援のため、各種制度の周知、保育サービスの充実、関係機関と連携した相談体制の強化に努めます。 生活資金や奨学金の貸付制度、各種助成制度の充実に向け、国・県に働きかけます。	福祉子ども課
■ひとり親家庭に対する情報提供	可茂県事務所・岐阜県母子家庭等就業自立支援センターと連携して、各種サービスの周知啓発を図り、必要なサービスの利用を促進します。	福祉子ども課

取 組	内 容	担当課
■ひとり親家庭に対する就業支援	ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、自立支援教育訓練給付金事業や高等技能訓練促進費事業の周知を図ります。 また、公共職業安定所等と連携し、民間事業者に対する協力を要請していきます。	福祉子ども課

(4) こどもの貧困への対応（こどもの貧困の解消に向けた対策計画）

こどもの貧困の状況を把握することは困難ですが、日々の生活の中で経済的な課題を抱えるケースは本町においても少なくなく、また、すべての町民に起こりうる課題でもあります。

こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの視点を第一として、切れ目のない施策の実施等に配慮することが求められることから、本町においては、本計画の中で、教育や福祉等の分野における関連する事業を総合的に推進することで、こどもの貧困状況の改善を図ります。

① 教育・保育に関する支援の提供

家庭の経済状況にかかわらず、すべてのこどもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、各種の教育支援に取り組みます。

また、すべてのこどもとその保護者が、世帯の経済状況に関わらず、適切な保育サービスが利用できるよう、子育て支援情報の提供と適切な支援への接続に努めていきます。

取 組	該当頁
■保育料の軽減	41
■実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	41
■就学援助費の支給	41
■延長・長時間保育	37
■預かり保育	37
■一時預かり事業	38
■こども誰でも通園制度	38
■病児・病後児保育	40

② 生活支援の提供

貧困の状況にあるこどもと保護者が抱える生活上の問題に関する相談・支援に取り組み、家庭の状況等に応じた地域での生活を支援します。家庭の生活の基礎を支えるため、各種手当の支給や助成、または情報を提供し、経済的な支援を行います。

取 組	該当頁
■福祉医療費の助成	33
■「ぎふっこカード」の周知	41
■利用者支援事業	39
■ひとり親家庭に対する情報提供	44
■ひとり親家庭の自立支援	44
■乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）	29
■育児相談	30
■ワイワイひろば	31
■地域子育て支援拠点事業	40

③ 就労支援の提供

保護者の自立と生活の安定を図るため、就職に有利な資格の取得を支援するなど、保護者の就労を支援します。

取 組	該当頁
■ひとり親家庭に対する就業支援	45
■若者の就労支援	56
■再就職のための支援	48

(5) 仕事と生活の調和

ワーク・ライフ・バランスを重視し、住民一人ひとりが充実した生活を送れることが求められています。「仕事」は、個人の暮らしを支え、経済的に自立することは、企業や社会全体の活力と成長力を高めます。同時に、子育てや介護、地域交流などの「生活」の充実があってこそ、やりがいや喜びも倍増します。男女ともに働くすべての保護者が「仕事」と「生活」の調和のとれた、ゆとりある子育てを推進します。

取 組	内 容	担当課
■ ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ハローワーク、広域労働者雇用支援団体、労働基準監督署など関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行うとともに、セミナーを開催するなど意識啓発を図ります。	まちづくり課
■ 柔軟な就労形態の推進	多様な就労形態を促進するため、関係機関と連携し、就業者・事業者ワークシェアリングや労働時間の短縮、フレックスタイム制度等を周知し、啓発に努めます。	まちづくり課
■ 相談窓口の設置	働く男女がともに家庭的責任を担い、家庭生活と職業生活を両立したバランス良い生き方ができるように相談窓口を設置していきます。	まちづくり課
■ 一般事業主行動計画の策定促進	商工会など関係機関と協力して、従業員100人以下の事業主についても、行動計画が策定・推進されるよう働きかけを行っていきます。	まちづくり課
■ 育児・介護休業制度等の周知	ハローワーク、広域労働者雇用支援団体、労働基準監督署など関係機関と連携し、育児・介護休業制度等をPRし、取得を促進します。特に、男性も育児休暇を取得できることを含めた普及啓発を進めます。	まちづくり課
■ 再就職のための支援	出産・子育て等を理由に退職し、再就職を希望する人が、就職のための相談や職業訓練を受けられるよう情報を提供していきます。また、ハローワークと連携し、管内の企業による就職説明会を開催するなど、再就職希望者の支援を行います。	まちづくり課
■ 事業所内保育施設の整備促進	従業員のために託児施設を設置した事業主に対して支給される事業所内託児施設助成金や、こども・子育て支援新制度の地域型保育の事業所内保育事業等をPRし、事業所内の保育施設の整備を啓発します。	まちづくり課

取 組	内 容	担当課
■ 男女共同参画の意識啓発	広報紙をはじめとする様々な媒体での意識啓発のほか、関係機関と連携して講座等を開催し、幅広い年代層を対象に意識啓発を図ります。なお、開催にあたってはSNS等も活用し、より多くの住民の参加を得られるよう努めます。	企画課
■ 男性の子育ての促進	男女共同参画を念頭に、「家族学級」など家庭教育事業を通して、家事・育児は母親だけでなく、父母が共に担っていくよう促します。家庭教育学級などの開催にあたっては、父親を含む多世代が参加しやすい工夫を行います。	生涯学習課
■ 男性の育児休業取得の促進	家庭教育学級などの学びの場を通じて、父親が家事・育児へ参加する意識が高まるよう促します。	生涯学習課

(6) こどもと家族の人権を守るための支援

家庭でのこどもへの虐待やＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）などこどもや家族の人権を侵害するような事件は決して特殊なことではなく、どこでも誰にでも起こり得ることです。こどもの健やかな成長のため、すべての住民が人権についての理解を深め、自分自身と他の人の人権を尊重できるような啓発に努めるとともに、こどもと家族の人権を守る体制づくりを進めます。

取 組	内 容	担当課
■人権に関する啓発の推進	広報紙、講演会など、様々な媒体、機会を通して、こどもの人権を含めた人権に関する意識の啓発に努めます。	福祉子ども課
■人権教育・啓発に関する基本計画の推進	「御嵩町人権施策推進指針」に基づき、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場における人権施策を推進していきます。	福祉子ども課 学校教育課
■こども・若者の意見を聴取する仕組みづくり	こども・若者の柔軟な考え方や価値観に基づく新しい視点が町政やまちづくりに反映されるよう、ＳＮＳやワークショップの開催等、さまざまな機会を活用して、若い世代の意見・提言を聴取する仕組みをつくりまします。	企画課 総務課 学校教育課
■こども家庭センターにおける支援	こども家庭センターにおいて、要支援児童および要保護児童等に関わるさまざまな関係機関との連携を調整し、こどもとその家庭の支援を行います。	福祉子ども課
■虐待・ＤＶの予防と防止	特に心理面での虐待に対する予防啓発を進めるとともに、個別相談を通じて、虐待やＤＶの予防に努めます。	福祉子ども課
■児童虐待防止のためのネットワーク	要保護児童対策協議会において、児童虐待の防止、早期対応、援助等の総合的な取り組みが行われるよう、こども家庭センターを中心に保育園・幼稚園、学校、保健センター、民生委員・児童委員、地域子育て支援センター等関係機関におけるネットワークを強化します。	福祉子ども課
■児童虐待に対する相談	被害にあったこどもや保護者等に対する専門家によるカウンセリング等の支援体制の整備を進めていきます。	福祉子ども課
■児童虐待防止の啓発	住民に対して、児童虐待についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけます。また、関係者の研修会や講演会を開催していきます。	福祉子ども課

3 こどもの夢や希望の実現を応援するまちづくり

(1) こどもの健全育成対策の充実

こどもたちが、のびのびと自分の力で生きていくためには、問題を解決する力や人を思いやるころ、たくましく生きるための健康なからだを育むことが重要です。さまざまな体験や多くの人とのふれあいを通じて、地域ぐるみでこどもの生きる力を育てていけるよう、地域活動や地域に溶け込んだこどもの居場所づくりを推進します。

① 地域における活動の推進

取 組	内 容	担当課
■ 青少年育成町民会議	青少年育成町民会議の体制の充実を図るとともに、各自治会に地区推進員を配置し、青少年の健全育成を強化します。また、安全安心ボランティア活動など各地区の実情にあった活動を推進するとともに、少年の主張大会、街頭啓発等を実施します。	生涯学習課
■ 地域学校協働活動の推進	地域全体でこどもの学びや成長を支えるため、学校や公民館、地域住民・団体等の参画を得て、地域学校協働活動の推進を図ります。	生涯学習課
■ 世代間交流の促進	高齢者がこれまで培ってきた知識や技能を、こどもたちやその親の世代に伝えることができるよう、高齢者いきがい活動支援センターなどでの交流や、夏祭りなどの地域行事などを中心とした、こどもと高齢者との交流の場づくりに努め、多世代間の交流を促進します。	保険長寿課
■ こどものボランティア活動の推進	地域清掃活動などの地域におけるボランティア体験の機会を充実します。これらの活動にあたっては、社会福祉協議会や公民館、地域住民の協力を得ながら取り組みます。 中・高校生主体のボランティアグループであるＪＬＣ活動の活性化に向けて、さまざまな側面的支援を行っていきます。	生涯学習課
■ 子ども会活動への支援	こどもが主体となって、子ども会の活動に取り組めるよう、子ども会育成協議会をはじめ関係団体との連携により、リーダーの育成、活動に関する情報の提供などの支援を行います。	生涯学習課

取 組	内 容	担当課
■総合型地域スポーツクラブ等の充実	年齢に関わらず、生涯にわたってスポーツ・文化活動に親しむことができる場である、総合型地域スポーツクラブ「(一社)みたけスポーツ・文化倶楽部」が中心となって、住民主体のスポーツ活動・文化活動を支援していきます。 また、クラブ会員であるスポーツ少年団の活性化を図るとともに、地域における指導者の養成に努めます。	生涯学習課

② こどもの居場所づくりの推進

取 組	内 容	担当課
■放課後児童クラブ活動の活性化	放課後におけるこどもの居場所の一つである放課後児童クラブについて、利用希望者のニーズに対応できるよう、受け入れ体制の充実に努めます。	学校教育課
■放課後子ども教室（地域子ども教室）	放課後子ども教室については、学校などと協議を行い、放課後の学校施設の一時的利用や、人材の確保などについて検討を進めるとともに、放課後児童クラブとの連携を深め、一体的な運用を検討していきます。 土・日曜日と学校の夏休み等の長期休暇中におけるこどもの居場所を提供するため、地区公民館などを拠点に地域住民の参画を得て、体験活動やスポーツ・文化活動などの交流活動などを行う地域子ども教室の充実を図ります。	学校教育課 生涯学習課
■公園の整備・維持	地域の公園が、魅力ある公園として子どもたちの育ちの場、放課後の子どもたちの居場所となるよう、児童公園等の整備助成制度の充実を図るとともに、管理に関する支援を行います。また、多世代にわたる健康づくりの場、地域の交流の場として機能するよう、設備の内容や配置を検討します。	福祉子ども課
■児童館の整備	こどもが天候に左右されず安心して遊ぶことができるよう、老朽化した中児童館について、引き続き、具体的な整備手法を含めて建て替え等の検討を行うとともに、こどもの居場所づくりのほか、必要な環境改善事業を実施していきます。	福祉子ども課
■児童館の柔軟な運営	こどもの居場所として柔軟な活用が図れるよう指定管理者制度により運営していきます。	福祉子ども課

(2) 教育環境の充実

基礎的な学力を身につけることはもとより、生きる力と人間性を育むため、学校だけでなく、地域の教育力を活かした教育環境づくりを推進します。また、いじめ・不登校などに対応する教育と相談・支援体制の充実に努めます。

取 組	内 容	担当課
■学力の確実な定着	学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容を確実に身につけられるよう、教育課程や指導方法の工夫改善や補助教員の配置などにより、個に応じたきめ細かな学習指導を進めます。	学校教育課
■道徳・人権教育の推進	道徳教育の改善・充実により、あらゆる学校教育活動において基本的な生活習慣や善悪の判断力を培い、人と人とのふれあいの中で、道徳性や社会性が自然に身につくよう努めます。また、こどもたちが、お互いをかけがえのない存在として尊重し、お互いの個性を認め合うところを育て、差別や偏見がなくなるよう、学校、家庭、地域の連携による人権教育を進めます。	学校教育課
■福祉教育の推進	総合的な学習の時間などにおいて、保育体験、社会福祉施設等での障がいのある人や高齢者との交流など体験学習を実施するとともに、地域で福祉活動を行っている人を講師として招くなど、福祉のこころを育みます。	学校教育課
■環境教育の充実	環境に対する意識・知識を高めるとともに、環境保全に関心を持つことができるよう、学校教育の中で環境教育を進めていきます。また、学習の成果を地域に広める取組を行っていきます。	学校教育課
■体験学習の充実	総合的な学習の時間などにおいて、自然体験、職場体験、保育体験、福祉体験など、地域の人々や自然と関わる体験学習の充実を図り、実体験を通して生きる力や人間性を育てていきます。	学校教育課
■ＩＣＴ教育の充実	パソコン等を活用して、情報コミュニケーション技術の向上を図るとともに、情報モラルの向上を目指し、インターネットなどの適切な利用方法を伝えていきます。	学校教育課
■特色ある学校づくり	地域や各校の特色を生かした学校づくりを推進するとともに、地域に開かれた学校づくりを目指します。	学校教育課
■保育・教育機関の連携	保育園・幼稚園から小学校への円滑な移行が図れるよう、連携を強化していきます。また、保育士、教諭の共同研修や相互交流を推進し情報の共有化を図ります。	福祉子ども課

取 組	内 容	担当課
■ 本とのふれあいの促進	絵本・紙芝居の読み聞かせ（みみちゃんタイム）を通し、乳児の言葉と心の発達を支援するとともに、親子のふれあいを深められるよう、絵本とふれあう機会を提供します。 読書の素晴らしさを伝え、豊かな感性を身につけるとともに、読みとる力や考える力、考えをまとめる力を培っていきます。 各校において、図書館の蔵書の充実や児童・生徒が親しみやすく読書活動が充実するような図書館経営に努めます。	学校教育課
■ こどもの創作活動の推進	こどもの豊かな心と感受性を育むため、創作活動を行う機会の充実を図ります。また、多くの住民の目に触れる庁舎や関係施設において、作品展などの発表の場を提供します。	学校教育課
■ 学校における相談体制の充実	不登校などの学校不適應については、オアシス教室相談員、スクールカウンセラー等による相談体制の充実努めます。また、スクールカウンセラー等による教職員へのアドバイスなど、学校全体で問題解決に向けて支援する体制を構築します。 いじめや差別の未然防止のために、毎日の児童・生徒の観察はもとより、定期的なアンケートの実施、生活記録の活用などにより、常に児童・生徒の様子の把握に努めます。	学校教育課
■ 適応支援教室	不登校児童・生徒を対象とした適応支援教室「オアシス教室」の充実を図るとともに、小中学校と連携し、学校生活への復帰や進学などへの支援を行います。	学校教育課

(3) 次代の親の育成

親が親としての心構えと子育てに必要な知識を身につけ、主体的に子育てにかかわることにより親自身も成長し、喜びを感じながら子育てができるよう、親育ちの支援を行います。また、こども・若者が次代の親として、こどもを生み育てることの喜びや意義を感じられるための支援を進めます。

取 組	内 容	担当課
■ 身近な場所での子育て講座等の開催	こどものしつけや接し方など子育てに悩む家庭に対し、こども家庭センター、地域子育て支援センター、保育園、母子保健事業など様々な人材、施設、機会を活用して、身近な場所での子育て講座、相談などを提供します。子育て支援に関わる職員、子育てサポーターなどの資質向上を図ります。	福祉子ども課
■ 家庭教育学級	0歳児から中学校期までこどもの発達段階に応じた家庭教育学級を開催します。家庭が抱える子育ての悩みを把握し、実施内容の見直しなど事業の充実を図るとともに、ボランティアによる託児を行うなど、子育て中の保護者が参加しやすい環境づくりに努めます。0歳児学級では、保健センターと連携して初めて子育てする親の悩みの相談の場を提供します。	生涯学習課
■ 家庭の教育力を高める情報提供	子育てに必要な知識や技術を学べるよう、様々な機会を通してヒントや手本となる子育て情報を提供します。また、父親の家庭教育への関わり等について学ぶ機会を提供します。	福祉子ども課
■ イベント等への参加促進	子育て中の保護者の社会参加を促進するため、町が主催するイベント等における託児サービスを拡充します。また、託児ボランティアの育成に努め、支援体制の強化を図ります。	福祉子ども課
■ 中学生の保育体験の推進	少子化、地域のつながりの希薄化等により、小さなこどもと接する機会の少なくなった中学生が乳幼児とふれあう機会をつくり出します。	福祉子ども課

(4) こども・若者の自立支援

こども・若者も、一人の御嵩町民であり大切な存在です。自立した個人として自己を確立していけるよう、地域社会全体で支援する体制を整える必要があります。御嵩町で生まれ育ったこども・若者が、この地で就労し、自立した家庭生活を送ることができるよう支援していきます。

また、こども・若者が一人の住民として地域活動などさまざまな社会活動に参加しやすい環境を整え、その意見や提案が町政やまちづくりに反映される仕組みを創出します。

取 組	内 容	担当課
■若者の自立意識の高揚	若者が自分の力で生きていくために、職業意識や自立意識を持てるよう、小中学校において、「進路教育」「キャリア教育」に、勤労体験や体験活動等を組み込むことで、望ましい勤労観や職業観の育成に努めます。	学校教育課
■若者の就労意識の高揚	中学校において、職場体験学習や保育実習等を実施し、若者の就労意識の高揚を図ります。	学校教育課
■若者の就労支援	ハローワークと連携し、管内の高等学校を対象とした、地元企業との意見交換会や企業見学会を開催し、就職活動の促進を図ります。	まちづくり課
■移住・定住に関する情報提供	町内への移住・定住を考えている人への情報提供の充実を図り、積極的に若い世代の移住定住を促進します。	企画課
■移住定住制度の充実	町内への移住・定住の促進および中小企業等における人手不足の解消を目的とし、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県）や県外から町内へ移住した人に対して移住支援補助金を交付するほか、移住者による空き家（空き家バンク登録物件）の改修等の費用の一部を補助します。	企画課

4 こどもが安心して安全に過ごせる地域づくり

(1) こどもの安全確保

こどもが安心して外出でき、のびのびと活動できるよう、地域が一体となってこどもの安全を見守る体制を強化します。また、こども自身の危険を回避する能力を養うことができるよう、犯罪や災害、交通事故等における安全教育を推進します。

取 組	内 容	担当課
■見守り体制の強化	こどもが巻き込まれる事故や犯罪を防止するため学校安全サポーターを配置するとともに、生徒児童が危険から身を守る方法を身につけるよう指導していきます。 学校安全サポーターに加え、「ながら見守り」の推進など地域住民によるこどもの見守りへの参加・協力を呼びかけていきます。	学校教育課 生涯学習課
■緊急避難所の充実	こどもが巻き込まれる犯罪等を未然に防ぐため、「子供110番の家」（緊急避難場所）等、こどもが地域で危険に遭遇しても、駆け込める緊急避難場所の拡充を図るとともに、そのPRに努めます。 また、学校防犯メールにより、保護者への必要な情報を迅速に伝達します。	学校教育課
■こどものインターネット利用に関する啓発	スマートフォン、携帯電話、パソコン等を通じて容易に接続できるインターネット上の有害情報やいじめからこどもを守るため、こどものSNSをはじめインターネットの正しい利用に関する啓発を行うとともに、直接対話することの大切さを伝えていきます。さらに、こどもだけでなく、保護者が現状を知り、対応する必要があることから、講演会等による啓発に努めます。	生涯学習課
■非行防止活動の推進	青少年育成町民会議が中心となって、青少年の非行防止のための活動を推進するとともに、万引き、未成年の喫煙・飲酒などに対し、大人が見て見ぬ振りをしないよう、家庭、学校、地域が一体となって日常的な非行防止活動を推進します。 また、地区推進員等による見守り活動を実施します。	生涯学習課
■交通安全教育の充実	こどもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう、保育園・幼稚園、小・中学校において、地域の実情に応じた交通安全教室を、警察・交通指導員等との連携により実施します。	学校教育課

取 組	内 容	担当課
■ 防災教育の推進	防災訓練とともに、防災に関する知識や地震発生時の行動に関する学習を行います。 教職員を対象に救急救命講習会（ＡＥＤ講習会）等を実施します。	学校教育課
■ 通学路等の危険箇所の点検・改善	御嵩町通学路交通安全推進会議を設置し、「御嵩町通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全確保に向けた取り組みを行います。 防犯灯については、設置費用の補助を行いながら、各自治会による設置を促進します。	学校教育課 総務課
■ 児童福祉施設の防災対策の推進	こどもに関連する施設の耐震補強工事等、必要な環境改善事業を推進します。各保育園、各児童館において、定期的に避難訓練を実施します。	福祉子ども課

(2) 子育てに配慮した生活環境の整備

子育てがしやすく、こどもが安心して生活できる環境を整えるには、教育・保育サービスをはじめとしたソフト面の充実のみならず、ハード面における整備も重要です。こどもや子育て中の保護者が外出し、利用しやすい施設や設備の整備・改修を進めていくことにより、すべてのこどもと子育て家庭にやさしい生活環境を整えていきます。

取 組	内 容	担当課
■ 良好な住環境の整備	老朽化により今後の利用が困難となっている町営住宅の統廃合を検討するとともに、効率的な維持管理を進めていきます。	建設課
■ ユニバーサルデザイン※の推進	公共建築物等の整備にあたっては、誰にとっても使いやすい施設となるようユニバーサルデザインの考え方を採り入れていきます。	公共建築物所管課
■ 安全な歩行空間の確保	安全な歩行空間を確保するため、道路施設の維持・管理に努めます。	建設課
■ 公共施設におけるこども子育て支援機能強化の推進	公民館、中山道みたけ館等の公共施設において、子育て親子交流の場や体験コーナーを整備するなど、子育て支援機能強化のための整備、改修事業を実施します。	総務課 福祉子ども課 生涯学習課

※「ユニバーサルデザイン」とは、障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらずさまざまな人々が気持ちよく使えるよう都市や生活環境を計画する考え方です。

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、地理的条件、人口、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めることとされています。

本計画においては、町域および施設の整備状況並びにサービスの利用状況等を考慮し、原則として町全体を1つの教育・保育提供区域とします。

2 教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の推計

保育園、幼稚園などの教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを推計するとともに、その提供体制を確保するための内容および実施時期を定めます。

(1) 量の見込みの算出方法

各年度における利用の見込み数である「量の見込み」については、国から示された手引きやワークシートに従って、概ね次のように算出しました。

- ① 各年度のこども数を推計します。



- ② ニーズ調査に基づき、こどもの年齢別に家庭類型とサービスの利用意向率を推計します。

* 家庭類型とは、父母の有無、親の就労状況・就労意向から、「ひとり親家庭」「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」などに分類したものです。



- ③ ②で推計算出したこどもの年齢別・家庭類型別のサービスの利用意向率に①で推計した各年度の推計こども数を積算して見込み量を算出します。算出にあたっては、国が示したワークシート、量の見込みの算出等のための手引きを用いています。



- ④ ③のワークシートで算出された見込み量と、利用状況等の実態を勘案して見込み量の調整を行います。

(2) 子ども数の推計

各年度の推計子ども数（０～１１歳）は、令和２～６年の住民基本台帳人口を基礎データとしコーホート変化率法により推計しています。

図表23 計画期間の推計子ども数

単位：人

区 分	令和７年	令和８年	令和９年	令和10年	令和11年
０～11歳	1,446	1,399	1,326	1,288	1,210
０～２歳	260	245	246	238	235
０歳	81	78	75	74	74
１歳	79	87	83	80	80
２歳	100	80	88	84	81
３～５歳	338	298	283	278	262
３歳	95	102	82	90	86
４歳	98	96	103	83	91
５歳	145	100	98	105	85
６～８歳	424	405	367	347	307
６歳	120	147	102	100	107
７歳	139	119	146	101	99
８歳	165	139	119	146	101
９～11歳	424	451	430	425	406
９歳	125	166	140	120	147
10歳	160	124	165	139	119
11歳	139	161	125	166	140

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育（幼稚園、保育所（園）、こども園等）の「量の見込み」と「確保方策」は図表2のとおりです。

「確保方策」は、現在把握している定員数の変更を踏まえて計上しています。

なお、就労の状況を勘案して2号認定を受けることのできる家庭でも、幼稚園の利用を希望されている場合は、1号認定の「量の見込み」と合わせて、幼稚園の定員数で確保を図ります。

■教育・保育の支給認定区分

年 齢	保育を必要とする理由	対象施設	支給認定区分
満3歳以上	保育を必要とせず、教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園	1号認定
満3歳以上	保護者の就労や疾病、その他保育を必要とする事由により保育園等で保育を希望される場合	保育所 認定こども園	2号認定
満3歳未満	保護者の就労や疾病、その他保育を必要とする事由により保育園等で保育を希望される場合	保育所 認定こども園 地域型保育事業	3号認定

図表24 教育・保育の量の見込みと確保方策

単位：人

<1号認定>

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		189	186	183	180	177
確保方策	②特定教育・保育施設	-	-	-	-	-
	③確認を受けない幼稚園(定員)	320	320	320	320	320
	合計	320	320	320	320	320
過不足：(②+③)－①		131	131	137	140	143

※「③確認を受けない幼稚園」＝私学助成により運営する幼稚園

< 2号認定 >

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		205	201	197	194	191
確保方策	②特定教育・保育施設	242	242	242	242	242
過不足：②－①		37	41	45	48	51

< 3号認定（0歳） >

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		9	8	8	7	7
確保方策	②特定教育・保育施設	17	17	17	17	17
	③地域型保育	6	6	6	6	6
	合計	23	23	23	23	23
過不足：(②+③)－①		14	15	15	16	16

< 3号認定（1～2歳） >

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（1～2歳）		65	63	64	62	62
確保方策	1歳	32	35	33	32	32
	2歳	33	28	31	30	30
	②特定教育・保育施設	86	86	86	86	86
	③地域型保育	25	25	25	25	25
	合計	111	111	111	111	111
過不足：(②+③)－①		46	48	47	49	49

図表25 0～2歳児の保育利用率

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率（％）	51.5	54.7	54.5	56.3	57.0

※保育利用率は、国の指針に基づき、各年度の0～2歳の推計子ども数（図表23）に対する3号認定の利用定員数（図表24の0～2歳児の確保方策）の割合をもとに算出（少数点第2位を四捨五入）。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

本町では、令和5年度までは子育て支援拠点「ぽっぽかん」にてサービスを提供してきましたが、令和6年度に「こども家庭センター」を開設したことにより、今後は2か所で事業を実施していきます。

図表26 利用者支援事業の量の見込みと確保の状況

◎基本型（ぽっぽかん）

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1

◎こども家庭センター型

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1

(2) 時間外保育事業(延長保育事業)

時間外保育(延長保育事業)については、保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日の利用時間以外において、保育園等で保育を実施する事業です。本町では中保育園および御嵩保育園において実施しています。

現状の実施体制を維持していくことで、供給量の確保を図ります。

図表27 時間外保育事業の量の見込みと確保策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人／日	60	60	60	60	60
確保方策	供給量	人／日	60	60	60	60
	実施か所	か所	2	2	2	2

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。本町では、御嵩小学校放課後児童クラブ、伏見小学校放課後児童クラブ、上之郷小学校放課後児童クラブを設置しています。

今後も、現在の実施体制を維持するとともに、利用ニーズ等に対応できるよう、実施体制の強化を検討していきます。

図表28 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保の状況

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	210	210	210	210	210
小学1年生	人	80	80	80	80	80
小学2年生	人	60	60	60	60	60
小学3年生	人	40	40	40	40	40
小学4年生	人	20	20	20	20	20
小学5年生	人	5	5	5	5	5
小学6年生	人	5	5	5	5	5
確保 方策						
供給量	人	210	210	210	210	210
実施か所数	か所	3	3	3	3	3

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。児童養護施設等で児童を預かるショートステイ事業、夜間休日に預かるトワイライトステイ、家庭と同様の環境での養育を行う里親・ファミリーホーム制度を活用し、広域でニーズに対応できる体制を確保しています。

また、保護者がこどもと共に利用することが可能であること等の周知を行います。

図表29 子育て短期支援事業の量の見込みと確保策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	3	3	3	3	3
確保 方策						
供給量	人日	3	3	3	3	3
実施か所	か所	6	6	6	6	6

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

保健センターの保健師等が、生後1～2か月頃の乳児のいる家庭へ訪問し、乳児の発育・母親の健康状態を把握して、適切な指導や助言、情報提供を行います。

引き続き、保健師による家庭訪問を行い、保護者の不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報の提供等を行います。

図表30 乳児家庭全戸訪問事業の見込みと確保策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	81	78	75	74	74
確保方策	人日	81	78	75	74	74

(6) 養育支援訪問事業

医療機関からの情報提供に基づき、養育支援が必要と認められる家庭を保健師または保育士が訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を提供する事業です。

引き続き、把握した家庭に対して、保健師等が定期的な見守りとフォローアップをしています。

図表31 養育支援訪問事業の見込みと確保策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	10	10	10	10	10
確保方策	人	10	10	10	10	10

(7) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

現在、本町では実施していませんが、対象となる家庭の現状とニーズを把握しながら実施を検討していきます。

図表32 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人／日	20	20	20	20	20
確保方策	人／日	—	20	20	20	20

(8) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童および家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

現在、本町では実施していませんが、対象となる家庭の現状とニーズを把握しながら、こどもの居場所づくりの枠組みの中で実施を検討していきます。

図表33 児童育成支援拠点事業の量の見込みと確保方策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	30	30	30	30	30
確保方策	人	—	30	30	30	30

(9) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

現在、本町では実施していませんが、対象となる親子の現状とニーズを把握しながら実施を検討していきます。

図表34 親子関係形成支援事業の量の見込みと確保方策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	20	20	20	20	20
確保方策	人	20	20	20	20	20

(10) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本町では子育て支援センター「ぽっぽかん」において実施しています。

引き続き、「ぽっぽかん」において事業の充実を図ります。

図表35 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	40	40	40	40	40
供給量	人日	40	40	40	40	40

(11) 一時預かりおよび幼稚園の預かり保育

① 幼稚園の一時預かり事業（預かり保育）

預かり保育は、保護者の希望に応じて、幼稚園等の在園児を対象として一時的に預かり、必要な保育を実施する事業です。本町では、私立みたけ幼稚園が実施しています。

今後も、現状の実施体制を維持していくことで、供給量の確保を図ります。

図表36 幼稚園の預かり保育の量の見込みと確保策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	160	160	160	160	160
確保方策	人日	160	160	160	160	160

② 未就園児の一時預かり事業（一時保育）

一時保育は、普段は家庭で保育しているこどもを、保護者が病気や介護、一時的または断続的な就労、学習、冠婚葬祭等の理由で家庭保育ができないときに、緊急、一時的に預かるサービスです。本町では、御嵩保育園等において実施しています。

今後も、実施施設において供給量の確保を図ります。

図表37 一時保育の量の見込みと確保策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	10	10	10	10	10
確保方策	人日	10	10	10	10	10

(12) 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期であるこどものいる保護者が、勤務等で自宅での育児ができない場合において、病院・保育所等に付設された専用スペース等を利用し、看護師等が一時的に保育等をする事業です。本町では、病児・病後児対応型については、可児市および八百津町と協定を結び提供体制を整えています。

なお、自園に通う園児の受け入れ体制（体調不良児対応型）については、りんご保育園みたけにおいて提供体制を整えています。

現状の受入れ体制・実施施設を維持していくことで、供給量の確保を図ります。

図表38 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	45	45	45	45	45
確保方策	人日	45	45	45	45	45

(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状の実施体制を維持していくとともに、援助会員の増加に努めることにより供給量の確保を図ります。

図表39 ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保の状況

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	10	10	10	10	10
供給量	人日	20	20	20	20	20

(14) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。本町では、妊娠届が提出された際に、受診にかかる費用を対象者全員に対して補助しています。

引き続き、母子健康手帳交付時に受診票を配布し、費用の一部を補助します。

図表40 妊婦健康診査の見込みと確保策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	81	78	75	74	74
供給量	人日	81	78	75	74	74

(15) 産後ケア事業

産後ケア事業は、出産後、体調がよくない人、赤ちゃんとの生活に強い不安がある人で、家族等からの支援が受けられない人等が、母子の心身のケア、授乳指導、育児相談などが受けられる事業です。本町では、保健センター、医療機関に滞在しケアを受ける通所型と助産師が自宅に訪問する訪問型、病院等へ数日宿泊する宿泊型を実施しています。

産後の不安を軽減することで、誰もが安心して子育てができるよう利用の促進を図るとともに、現状の実施体制を維持していくことで、供給量の確保を図ります。

図表41 産後ケア事業の見込みと確保策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	135	135	135	135	135
供給量	人日	135	135	135	135	135

(16) 妊婦等包括相談支援事業

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てをできるようにするため、令和5年から「出産・子育て応援給付金事業」として従来の母子保健事業を強化し、妊娠期から子育て期まで身近で相談・支援を行う伴走型相談支援を行うとともに、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用等における負担軽減を図るため、「妊婦のための支援給付」を実施しています。

引き続き、こども家庭センターにおいて、妊娠期と出産後に保健師・助産師等が面談を行い、子育て支援サービスの紹介や相談支援等につなぐなど、子育てに必要な切れ目のない支援を実施します。

図表42 妊婦等包括相談支援事業の見込みと確保策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	回／年	81	78	75	74	74
供給量	回／年	81	78	75	74	74

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化にあたり、幼稚園に通う子どもが当該施設から食事の提供（副食の提供に限る。）を受けた場合において、その保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額に対して、世帯の状況等を勘案して、町がその一部を補助しています。

社会情勢等の変化等を鑑みつつ、適正な事業の執行に努めます。

(18) 多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査・研究その他多様な事業者の能力を活用した、特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本町では、需給のバランスが保たれており、民間事業者参入の必要性が低いと考えられますが、今後、新規事業者の参入があった場合には導入について検討します。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育施設等を利用していない生後6か月から3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無に関わりなく通園できる事業です。

令和8年度からの実施に向けて、利用者のニーズを把握するとともに、供給体制を整えていきます。

図表43 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	11	10	10	10	10
0歳児	人日	4	4	4	4	4
1歳児	人日	3	3	3	3	3
2歳児	人日	4	3	3	3	3
確保方策	人日	－	10	10	10	10
0歳児	人日	－	4	4	4	4
1歳児	人日	－	3	3	3	3
2歳児	人日	－	3	3	3	3

5 教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及にかかる考え方

就学前のこどもの教育・保育を行う施設としては、保護者の就労等の有無に関係なく利用できる認定こども園は保護者にとって利用しやすい施設であるといえます。しかし、本町においては、既存の町内施設および近隣市町の施設において、利用者のニーズに応じ、幼児期の教育・保育事業が円滑に提供されているのが現状です。

今後は、利用者の状況やニーズを検証し、幼稚園設置者、保育所設置者に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行うとともに、その意向を尊重しながら、認定こども園への移行の支援を行います。

(2) 幼稚園・保育園と小学校との連携の促進

幼児期の教育・保育は、こどもたちの生きる力の基礎やその後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、幼稚園および保育園においてより質の高い幼児教育の充実を図るとともに、小学校との連携を強化し、義務教育への円滑な移行に努めます。

6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、認定こども園（教育認定）は保育の必要性があつて預かり保育を利用する人、幼稚園はすべての人が手続きを行う必要があります。また、保育の必要性があつて認可外保育施設等を利用する人は、すべての人が手続きを行う必要があります。給付申請手続きにおいては、保護者にとってのわかりやすさや利便性を考慮しつつ、各利用施設の協力のもと申請書類の取りまとめや、利用者に対して案内を依頼するものとします。

また、過誤請求・支払いの防止に努めつつ、施設等利用給付の公正かつ適正な支給を行います。

さらに、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や工事、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権を持つ県による立ち入り調査等にも同行するなど、県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 地域全体による計画の推進

御嵩町において「こどもまんなか社会」を実現するためには、こどもをめぐるさまざまな課題について、家庭、地域、事業者・関係団体、企業、町行政等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協力しながら、本計画を推進していく必要があります。

そこで、住民に対し計画内容の周知を図るとともに、地域のさまざまな活動主体が協働により、それぞれの強みを活かしながらこどもに関する取組を効果的に推進していきます。

(2) 庁内の推進体制

本計画は、教育、福祉、保健、医療、雇用、生活環境などこどもに関するあらゆる分野にわたっています。このため、福祉子ども課が中心となり、庁内関係部署が相互に連携して施策を推進していきます。

なお、今後、こどもに関する施策の展開にあたっては、その成長段階において支援が途切れることがないよう、〈教育〉〈保育〉といった従来の枠組みを越えた支援体制を段階的に構築します。

(3) 関係機関との連携

計画を総合的に推進するため、学校、幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター、保健センター、こども家庭センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、医療機関など関連する機関が、それぞれの立場からこどもと子育てに対する責任と役割を認識し、情報の共有化を図りながら、連携・協力の体制を強化していきます。

また、広域的に取り組む必要のある事業等については、県および圏域内の市町と連携して推進していきます。

(4) こども・若者の意見の尊重

本計画の主役は、こども・若者です。こども・若者の意見や声にできる限り耳を傾け、こども・若者の視点に立った施策を推進します。

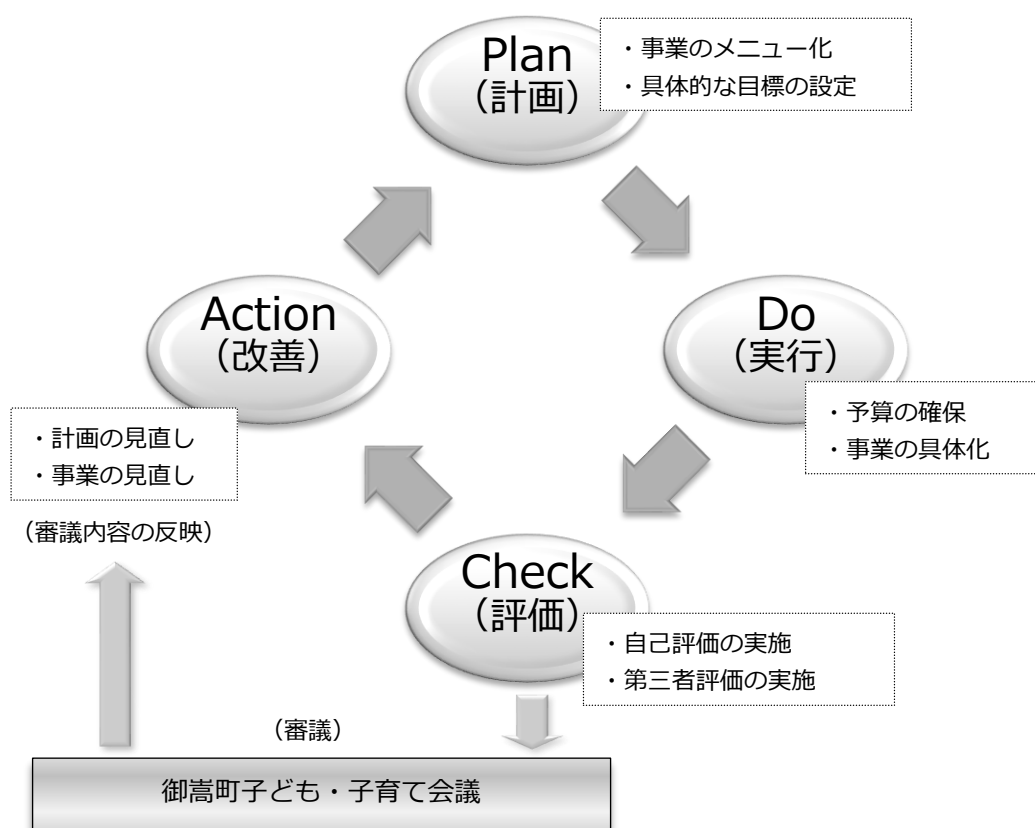
2 計画の評価と進行管理

(1) 計画の進行管理

計画の実効性を高め、目標を達成していくためには、計画の進捗状況を把握し、評価することが重要になります。

そこで、御嵩町子ども・子育て会議において、本計画に基づいて行われる事業や取組が、目的どおりの成果を上げているかどうかを評価し、その結果を反映させることで、より実効性のある計画としていきます。なお、必要に応じて計画の見直しを行います。

■計画の進行管理と評価



(2) 計画の進行管理・評価に関する情報公開

御嵩町子ども・子育て会議において審議を行う計画の進行管理や評価結果などについては、広報「ほっとみたけ」や町ウェブサイト等を利用して広く町民に周知を図ります。

資 料

1 用語解説

I T C Information and Communications Technologyの略称。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

J L C活動 J C L（ジュニアリーダークラブ）は、子ども会活動を支援したり、地域のいろいろな行事にスタッフとして参加したりする中高生のボランティア団体。募集は御嵩町子ども会育成協議会が行っている。

S N S ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録された利用者同士が交流するwebサイトの会員制サービス。LINE、X、Instagram、Facebookなどのサービスがある。

エンジン産後うつ病質問票 母親が自己記入する形式の調査票であり、産後うつ病のスクリーニングを目的として開発した調査票。

合計特殊出生率 ある年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性（15～49歳）が、その生涯に平均何人の子どもを生むかを推計した値。人口を維持するために必要な水準は2.07とされている。

こども基本法 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月に公布された法律。令和5年

4月1日から施行され、同日、こども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足した。

子ども・子育て会議 子ども・子育て支援法第72条に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして内閣府に設置された会議。本町は、同法第77条第1項に基づく「審議会その他の合議制の機関」として、「御嵩町子ども・子育て会議」を設置している。

子ども・子育て支援法 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人のこどもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年8月に公布された法律。

こども大綱 こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める大綱。令和5年12月22日に閣議決定された。これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた。

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）

18歳未満の全ての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元（1989）年11月20日に国連総会で採択された条約。わが国は平成6（1994）年4月22日に批准し、同年5月22日に発効した。

こどもの貧困の解消に向けた施策の推進に関する法律

貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする法律。平成25年に公布された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和6年に改正され本法となった。

子ども・若者育成支援推進法 有害情報の氾濫など子ども・若者をめぐる環境の悪化、ニート、ひきこもり、不登校など子ども・若者の抱える問題の深刻化などを踏まえ、子ども・若者育成支援のための施策を総合的に推進することを目的として、平成21年7月に公布された法律。

次世代育成支援対策推進法 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念、国・地方公共団体・事業主・国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定め、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資

することを目的として、平成15年7月に公布された法律。

市町村子ども・子育て支援事業計画 子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村が五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。

重層的支援体制 介護、障がい、こども、生活困窮など既存の相談支援の取組を生かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制。「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することにより構築される。

食育 食育基本法の中では、食育の意味について「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」とされている。

成育医療等基本方針 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）に基づき、成育医療等の施策の推進に向けた基本的な考え方や関係者の責務・役割、成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項などについての方針が令和5年3月22日に閣議決定された。都道府県及び市町村に母子保健を含む成育医療などに関する計画の策定が求められており、母子保健施策を含む評価指標が示されている。

団塊世代 昭和22年から昭和24年ごろの「第1次ベビーブーム」に生まれた世代をいう。

地域子ども・子育て支援事業 子ども・子育て

て支援法第59条に定められた、①利用者支援事業、②延長保育事業、③実費徴収に係る補足給付を行う事業、④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、⑤放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、⑥子育て短期支援事業、⑦乳児家庭全戸訪問事業、⑧養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業、⑨地域子育て支援拠点事業、⑩一時預かり事業、⑪病児保育事業、⑫ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、⑬妊婦健康診査、⑭産後ケア事業の14事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされている。

認定こども園 就学前のこどもをもつ保護者の就労の有無にかかわらず、幼稚園と保育所の両方の機能と、地域における子育て支援事業を行う機能を備える施設。

伴走型相談支援 出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸

訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利） 自分の体、性や生殖について、誰もが十分な情報を得られ、自分の望むものを選んで決められること。

ワークシェアリング 雇用の維持・創出を図ることを目的として労働時間の短縮を行うものであり、雇用・賃金・労働時間の適切な配分を目指すもの。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。労働力確保等を通じたわが国社会経済の長期的安定の実現や持続可能性の確保にとって大変重要な課題であり、その実現に取り組むため、経済界、労働界、地方の代表者、関係会議の有識者で構成する「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」を開催し、平成19年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

2 子ども・子育て会議

○御嵩町子ども・子育て会議設置条例

平成25年12月19日

条例第27号

改正 令和5年3月20日条例第9号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、御嵩町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務进行处理する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関し、町長が必要と認める事務

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉を担当する課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続、その他子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

- 3 この条例の施行の日以後、最初に開かれる子ども・子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

附則(令和5年条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 策定経緯

年 月 日	内 容
令和5年7月12日	○第16回 御嵩町子ども・子育て会議 ・第2期計画の進捗について ・町立保育園の利用定員の変更について
令和5年12月14日	○第17回 御嵩町子ども・子育て会議 ・町立保育園の利用定員の変更について
令和6年3月	□子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 □子どもの生活実態調査の実施
令和6年4～6月	□調査結果の分析 □現状と課題の分析
令和6年7月11日	○第18回 御嵩町子ども・子育て会議 ・第2期計画の進捗について ・調査結果について ・御嵩町第3期子ども・子育て支援事業計画について
令和6年7～11月	□御嵩町こども計画（御嵩町第3期子ども・子育て支援事業計画を含む）案の作成
令和6年12月19日	○第19回 御嵩町子ども・子育て会議 ・御嵩町こども計画について
令和7年2月13日～ 3月4日	□パブリックコメントの実施

御嵩町こども計画



令和7年3月

発行__御嵩町

編集__御嵩町民生部福祉子ども課

〒505-0192

岐阜県可児郡御嵩町1239番地1

TEL 0574-67-2111 FAX 0574-67-1999